

MONO3197040078

昭和九年

朝鮮の水産業

朝鮮總督府



例

一 本書は朝鮮水産業の變遷竝に本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂したるものなり。

二 統計表は記事に對し引例に供するを目的とし據るべき統計なきものゝ外明治四十三年以降昭和八年迄の分を掲記せり。

三 統計表に掲げたる指數は初年分(明治四十三年未詳なるものは明治四十四年分)を百とし増減の割合を示したる。

朝鮮の水産業

目次

附圖	朝鮮重要水産物分布圖	一頁
第一章	總說	一
第二章	漁業	六
第一節	漁場	六
第二節	漁業の種類	七
第三節	漁船	一〇
第四節	漁獲物の處理運搬及水産物冷蔵	一三
第五節	販賣機關	一五
第六節	漁港	一七
第七節	漁業資金	二七
第八節	移住漁民及通漁者	三〇
第九節	漁家の副業	三三

目次

第十節	漁業處分及取締	三
第三章	養殖漁業	三
第四章	製造業	七
第五章	輸移出	五
第六章	試驗調查	四
第七章	指導教育	五
第八章	水產團體	六
第一節	水產會	六
第二節	漁業組合及漁業組合聯合會	六
第三節	水產組合	七
附 表		
第一表	水產業生產高、戶口、船舶數表	一
第二表	漁獲高、漁業者戶口、漁船數表	二
第三表	製造高、製造業者戶口、船舶數表	四

第四表	種類別漁獲高累年比較表……………	七
第五表	種類別製造高累年比較表……………	九
第六表	種類別養殖高累年比較表……………	一一
第七表	漁獲高道別累年比較表……………	一三
第八表	製造高道別累年比較表……………	一五
第九表	養殖高道別累年比較表……………	一七
第十表	漁船累年比較表……………	一九
第十一表	仕向地別鮮魚輸出額累年比較表……………	一九
第十二表	仕向地別水産製品輸出額累年比較表……………	二一
第十三表	魚市場賣上高累年比較表……………	二二
第十四表	漁業處分件數累年比較表……………	二三
第十五表	漁業に關する登録事件表……………	二五
第十六表	漁業組合設立狀況表……………	三〇
第十七表	地方費水産事業費累年比較表……………	三一
第十八表	漁期、漁場及漁具……………	三二

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて一萬七千五百八十軒（九千三百二十五裡）の長きに亘り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、而かも沿岸に並行せる金剛山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩漫なり、之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠たる干瀉を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其の他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず、又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、統營、馬山、鎮海、三千浦、彌助、羅老島、麗水其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東西兩海岸の中間に位す、而して暖流たる對馬海流の一派は、朝

鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を經て黃海に流入す。又「リマン」海流は露領沿海州に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端、竹邊附近より東方に轉じつゝあり。之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝に屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり。然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の知識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめんことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水産製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水産會の施設を助長して水産業の改良發達を促進し、又斯業の奨励に關しては、國費を補助して優良漁船竝に鮮魚冷藏貯藏設備の普及を圖り、一面のり、かきの増殖施設を助長し、その他從來の施設を充實して益々其の効果を大にし、更に漁民の教養に關しては實地に之を指導する等、中央、地方相呼應して或は國費を支出し、或は道費を支出し以て朝鮮

水産業の發達進歩の爲力を致せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖、而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和八年に於て漁獲高五千百三十八萬圓、製造高三千五百五十九萬圓に達し、漁獲高に於て七倍五分、製造高に於て十三倍三分の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和七年に於て漁獲高一億七千二百六十一萬圓、製造高一億三千百六十六萬圓となり漁獲高に於て二倍三分、製造高に於て三倍四分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸籽數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。

區別	員數		内地に對する朝鮮の割合
	内地	朝鮮	
沿岸籽數	二八、一六〇 <small>籽</small>	一七、五八〇 <small>籽</small>	六・二四 <small>割</small>
漁場面積	一、四四〇、〇〇〇 <small>平方籽</small>	七五〇、〇〇〇 <small>平方籽</small>	五・二一
漁船數	三六〇、六八六 <small>隻</small>	四〇、六四五 <small>隻</small>	一・二二
漁業者戶數	六四六、一三七 <small>戶</small>	一二五、二七四 <small>戶</small>	一・九二

區 別	員 數		朝鮮の割合
	内地	朝鮮	
漁業者人口	一、四九九、〇四〇人	三五〇、四五五人	二・三三三
漁獲高	一七二、六一一、九〇一円	四六、二六三、五九二円	二・七三三

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内、西南兩海岸は距岸平均約(一一一籽)六十湊以内の水面積なり

(イ) 前表に依り更に沿岸籽數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸籽數(四籽)に對する

漁場面積	漁船數	漁業者戶數	漁業者人口	漁獲高
内地 三〇四平方籽	五二隻	九隻	二二三人	二四、三六円
朝鮮 一七三平方籽	九隻	六隻	三三三人	一〇、三六円

(ロ) 漁場面積十五平方籽(一平方里)に對する

漁船數	漁業者戶數	漁業者人口	漁獲高
内地 三・五隻	六・六戸	二五・六人	一、六五円
朝鮮 〇・九隻	二・六戸	七・一人	九・四円

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄なるを見る

べく、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁場の前途猶綽々たる餘裕の存するを窺ふに足るべく、將來養殖適地の廣大なること及沿海州竝に支那海方面に雄飛する餘地尠からざること等に想到せば其の前途の益々洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規は、韓國時代に於ける漁業法を其の嚆矢となし其の後明治四十四年に至り漁業令を制定し尠からざる實效を擧げたりと雖、爾來二十有餘年を経過し、朝鮮に於ける漁業が、輒近長足の進歩を來し、同令を以てしては現下の實狀に適應せざる幾多の不備缺陷を生ずるに至りたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定公布し、次で同令施行規則其の他の附屬法規を發布し、昭和五年五月一日より之を施行せり。朝鮮漁業令に於ては、漁業權の設定は、行政官廳の免許を受くることを要し、其の免許に依りて生ずる漁業權は之を物權とし、質權を除くの外土地に關する規定を準用せり。従つて之に伴ひ必要なる登録制度を設け、漁業權及之を目的とする權利竝に入漁に關しては之を登録し、漁業權の權利關係を確保すると共に、一般の周知に便ならしめたり。又漁業權の存續期間に付ては從來の更新制度を改めて延長制度とし、其の存續期間を二十年迄とし、更に二十年以内に於て其の延長を許可し得ることとし、漁業資金の融通上に便し且又漁業權の財産的價値の増大を圖れり。而して行政官廳に於て支障ありと認むるときは、免許又は許可したる漁業を制限し、停止し、又は漁業の免許若は許可を取消し得る場合を規定すると共に、此の場合に於ける損害補償の途をも設けたり。其

の他漁業上必要なる土地物件其の他の権利の使用を認め、又漁業者間の紛議に付ては、裁定の途を開く等法規の適用範圍の改定並に漁業制度を整備し、尙漁業の發達に伴ふ水産動植物の濫獲酷漁を防止する爲朝鮮漁業保護取締規則中に諸種の禁令を設け、且最近許可漁業の發達顯著なるものあるに鑑み、魚族の蕃殖保護上、各漁業の實態に徴し夫々此等に關する一定の制限事項を規定し、又漁業組合及水産組合に關する規定を整備し、法人格を有する各聯合會を設立し得るの規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の洄游棲息に適し、其の種類、數量豊富にして重要水産物のみにても凡そ八十種に及び魚類四十七、貝類十四、藻類九、海獸其の他八種を含めり。而して各海岸地勢海況等の關係上自ら重要水族の分布異なるが、其の主なるものを適記すれば、東海岸に在りてはいわし、めんたい、にしん、たら、ぶり、さば、ふか、はたく、さけ、ます、わかさぎ、あぶらめ、いか、かれい、ひらめ、くじら、ほたてがい、ほっきがい、たらばがに、ずわいがに、けがに、あわび、なまこ、わかめ、てんぐさ、こんぶ等にして、西海岸に在りてはぐち、えびひら、さわら、にべ、あじ、かながしら、えい、まで、あさり、なまこ等を饒産す。又南海岸に在りて

は特殊の種族を産せずと雖漁業上重要な種族は概ね之を産しかたくちいわし、まいわし、さば、あじ、さわら、たい、たら、たちのうお、はも、あなご、あこう、ほら、あわび、さざえ、いがい、のり、ふのり、かじめ等を重なるものとす。施政以來本府に於てぐち、にべ、まいわし、たらばがに、すわすわいがに、いがに、いか、さば、めんたい等の漁場探検及淺海竝に深海探検又は海洋調査等、漁場の開發上貢獻せし所尠からず、而して近時沖合漁場開拓の氣運に向ひ、朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興等に依り著しく漁場を擴大しつゝあり。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり。就中重要なは江原、慶北、慶南及全南に於けるいわし擲網漁業、防陣網漁業、同焚寄抄網漁業、咸北、咸南に於けるめんたい擲網、同刺網漁業、同延繩漁業、咸南、慶南に於けるたら防簾漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於けるにしん防簾漁業、同刺網漁業、同擲網漁業、慶南、全南竝に西海岸に於けるぐち碇船網漁業及たちのうお一本釣漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藻業、慶南に於けるたこ釣及このしろ旋刺網漁業、咸南に於けるはたく擲網漁業、平南、平北に於けるえび柱木網漁業、西海岸に於けるえび醢船網漁業、弓船網漁業及中船網漁業、江原、咸南、咸北に於けるにしん擲網漁業、さば逐魚網漁業及ほつけ刺網漁業等稍々見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍々盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人

間のいわし地曳網、同權現網、さわら流網、たい延繩、ふか延繩、さば一本釣、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に亘り内地人の漁業を認めらるるや、通漁盛となり、之と共に移住者亦漸次其の數を増し來れり。次で明治四十二、三年日韓併合前後より内地人各種の漁業急激に發展し就中巾着網漁業、縛網漁業、大敷網漁業、角網漁業、樹網漁業等、内地式の漁業盛況を來し、朝鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來の漁業は稍々其の面目を一新するに至れり、殊に打瀬網漁業、鮫鱈網漁業、流網漁業、地曳網漁業、延繩漁業等の如きは全く内地式を模倣し内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並に其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり。斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具漁船の給與、或は其の補助等各般に亘り指導獎勵の方法を講じ夫々相當の成績を挙げたり。是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次増加して、現在に於ては約百種の多きに達したるが其の主なるものを表示せば左の如し。

主なる漁業

漁業の名稱	從業船數 (又ハ漁網數)	漁獲高	主なる漁獲物
大寮網漁業	二六五 <small>基</small>	一、二五一、三七四 <small>円</small>	ぶり、さわら、ひらす、たちのうお

第二章 漁業

捕鯨漁業	一本釣漁業	延縄漁業	刺網漁業	流網漁業	機船巾着網漁業	機船底曳網漁業	鮫鱈網漁業	打瀬網漁業	權現網漁業	地曳網漁業	其の他の定置漁業
一二〇〃	六、六九四〃	一五、二五九〃	二、一六九〃	五、四一八〃	二二〇〃	二二一〃	五、五三〇〃	七五七 ^隻	一、一六六〃	三二、四三〇〃	一〇、三七七〃
六〇九、五二二	一、三二二、三九三	五、九二三、三九六	一、二七五、八二〇	四、二四六、六六六	七、一〇二、二九二	三、一三〇、〇一一	四、八三二、七七〇	一、四〇三、三二六	一、四六一、二三四	一、四六一、二六五	五、八六七、八八二
ながす、しろながす	たい、たちのうお、ぐち、あこう、めばる	いたら、はも、あなご、さば、めんたい、たい、す いき、えい	めんたい、ほっけ、にしん、ぐち	まいわし、さば、さわら、まなかつお、ひら、ぐ ち、にべ	さば、あじ、まいわし	めんたい、かれい、ひらめ、たら、あかむつ、ぐ ち、たい、かに、ふか	ぐち、にべ、えび、えい	かれい、ひらめ、はも、あなご、えび	ひしこいわし	まいわし、ひしこいわし	たら、にしん、まいわし、ぐち、えび、たちのうお

漁業の名稱	從業船數 (又ハ漁網數)	漁獲高	主なる漁獲物
潜水器漁業	一六八隻	六七八、二八九	あわび、なまこ、たいらぎ、いたらがい、いがい
裸潜漁業	二二五	四〇六、三二三	あわび、さいえ、てんぐさ、ぎんなんそう、さくらそう
捕貝採藻漁業	一一、四二二	三、一七九、三三九	あさり、はまぐり、わかめ、こんぶ、かき、まて、あげまき、ふのり、

又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを舉ぐればまいわし五百七十六萬圓、かたくちいわし三百二萬圓、さば六百三十八萬圓、ぐち三百七十萬圓、めんたい三百五十四萬圓、たい百五十三萬圓、にしん百九十萬圓、たら百五十三萬圓、さわら百四十萬圓、かれい百二十二萬圓、たち百六十四萬圓、えび百六十四萬圓の十二種なり。

第三節 漁船

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船は日本型及朝鮮型にして、其の他多少の西洋型及支那型戎克船あり。日本型漁船は日露戦争前後より内地人漁業者の刺戟に依り朝鮮人の之を使用するもの漸く増加し、施政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたり。各道は朝鮮人間に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並に船匠講習等を施行せり。尙昭和元年よりは八箇年準繼續事業として沖合漁船獎勵補助を開始し以て優良漁船の普及を圖

り併せて沖合漁業の進展に資せんが爲、國庫より各道地方費を通じて之を實施しつつあり。爾來六箇年間に於ける実績を擧ぐれば別表の如し、而して本補助は財政の都合に依り昭和六年度迄にて中斷されしが昭和九年度以降更に之を實施することとなり、斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して昭和八年には一萬九千五百十六隻に達し漁船總數の四割七分に當れり然れども其の船質を見るに打瀬網、鯨鱈網、流網漁船等に於ては稍見るべきものあるも未だ優良漁船の普及充分ならず、概ね小型漁船に止まるを遺憾とす。朝鮮型漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしものは亦漁業の發展と共に増加し、昭和八年には一萬九千三百八十五隻に達し漁船總數の四割七分に當れり。元來朝鮮型漁船は其の構造の脆弱、技工の拙劣、作業上の不便等其の性能日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾向あるを見る。然れども朝鮮人漁民の經濟力及永年の慣習等に依り俄に捨て難きものあるに鑑み本府水産試驗場に於ては特に之が改良を研究し實地建造したるものを使用せしめ其の成績見るべきものあり、近時頻々改良せられつつあるを見る、動力附漁船は明治四十二年頃**さば**、**さわら**流網機船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船一〇隻を見たるに始まり昭和八年には實に一千百六十五隻を數ふるに至り今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込なり。以上の外平北、平南に於て**えび**禁網漁業の爲特に支那戎克船を使用するものあり、其の數詳かならざるも毎年約三百

隻に及ぶものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和八年には四萬七百二十八隻に達せりと雖朝鮮海漁場の現況よりすれば猶其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と、質の向上とを圖ることを要す。而して内地型漁船は從來船匠不足にして其の技工亦概して不充分なるに因り多くは内地より移入したりしも近時鮮内造船業の進歩に依り材料の一部を内地に仰ぐの外主として鮮内に於て造船せらるゝに至り發動機の如きも既に之が製作所を見るに至れり。

(別表) 年度別各道漁船獎勵補助實施表

道名	種別	昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和九年度	
		隻數	補助額												
京畿道	帆機	三	一、三三五円	八	五、三〇〇円	三	一、三〇〇円	三	七、〇〇〇円	二	一、七〇〇円	三	五、三〇〇円	五	二、〇〇〇円
忠清南道	帆機	五	二、六六一	一〇	六、一五〇	七	五、六三六	九	五、七〇〇	一	四、二七〇	八	四、五七六	五	二、〇〇〇
全羅北道	帆機	六	二、三三三	九	五、〇〇〇	六	四、〇〇〇	四	四、〇〇〇	三	三、七〇〇	四	三、九〇〇	四	四、〇〇〇
全羅南道	帆機	四	三、〇〇〇	三	一、五〇〇	六	四、二七〇	一	一、〇〇〇	九	三、七〇〇	八	三、二二六	六	四、〇〇〇
慶尙北道	帆機	二	四、〇〇〇	一〇	一五、九三二	一	一五、二七〇	二	一五、〇〇〇	一〇	一三、〇〇〇	六	六、〇〇〇	一	四、〇〇〇

	慶尙南道	黄海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	合計
備考	帆機	帆機	帆機	帆機	帆機	帆機	帆機	帆機
昭	七	〇	五	七	一〇	四	二	二
和	六	四	二	三	四	三	五	五
七	六	八	〇	七	〇	〇	〇	〇
年	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
度	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
は	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
財	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
政	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
の	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
都	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
合	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
上	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
中	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
止	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
せ	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇
り	一	七	〇	六	六	〇	〇	〇

第四節 漁獲物の處理運搬及水産物冷蔵

漁獲物は其の種類、漁獲時の状況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す。鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外、近時冷蔵船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり。鹽魚は吠、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す、其の内地仕向のものは漁業者又は運搬者に依り主として發動機船を以て漁場及漁業根據地より直接下關其の他の地方に運搬販賣せらるゝものにして、特に近時活魚

の搬出著しく増加の傾向にあり。其の昭和八年中に於ける運搬數量八千四百九十餘萬斤、價額五百七十餘萬圓なり。尙昭和八年の運搬船は石油發動機船四百九十三隻、帆船日本型二千百七十七隻、朝鮮型一千九百十五隻、その他二百三十八隻合計四千八百二十三隻に達せり。

鮮魚の處理運搬に要する氷は一箇年約二十一萬噸内外に達し之が供給は鮮内より約十三萬噸、内地方面より約八萬噸とす。而して鮮内の供給は人造氷約八萬噸、天然氷約五萬噸にして内地よりの移入數量八萬噸は下關を主とし全量の七割五分、その他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五分とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す。是等は内地出帆の都度氷を積載して適當の荷足と爲し航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て、鮮魚の市場變更せざる限り、縱令朝鮮産氷の供給數量豊富となり、其の全量に對する供給力あるに至るも、將來俄かに内地製氷の供給を杜絶せしめて之に代り得べきに非ず。然れども是に依り他の一面に於ては又尠からざる不利不便を招くのみならず、鮮内奥地及滿洲方面仕向の鐵道輸送に依るもの漸次増加し來りたれば氷の自給自足を圖るは亦等閑に附すべからざる處なるを以て、昭和二年度以降昭和六年度に至る五ヶ年間水産物冷蔵用製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ひ、以て斯業の開發促進に資せり。

之が實績は補助金總額一一四、七二七圓にして十噸製氷工場一一、貯氷庫一九の建設を見、これが爲漁

業地に於て人造氷が常時豊富に且廉價に供給せらるゝに至りたる結果漁業者、鮮魚運搬業者及鮮魚取扱人等に齎す利便蓋し甚大なるものあり。又朝鮮沿海の魚價は、南鮮方面に於ては逐年内地の市價に接近する傾向ありて、下關の市價は其の一倍半乃至二倍を普通とするに至りたるも、東西兩海岸の交通不便なる地方に於ては、漁業資金比較的多額を要するに拘らず往時に比し甚しき逕庭を見ず。故に將來漁業者の共同運搬の奨勵、又は最近勃興の氣運に在る冷凍船又は冷蔵庫の利用、其の他漁獲物處理を有利ならしむる方法を講じ漁業經濟の向上を圖るの要あり。

第五節 販賣機關

從來水産物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ、而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並に營業に付ては許可を要することとせしが、現に其の經營並に營業許可を受けたるもの會社十四、組合二、個人四、計二十、經營許可のみを受けたる公共團體九、漁業組合聯合會一計十、營業許可のみを受けたるもの會社七、組合二、個人一計十にして魚市場數合計三十に達せり。而して其の販賣に纏賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二分、鹽乾魚三分乃至七分を徴收し、更に其の一割五分内外を仲買人に歩戻金として交付す、荷主に對しては

其の販賣代金中より、手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す、又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも、地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり、通常仲買人より身元保證金を徴收す、而して昭和八年の取扱高數量一千四百二十四萬八千百八十七貫、價額六百九十九萬五百十五圓を算せり。

水産物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし。之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す。客主（又は旅閣）は漁業者又は荷主の委託を受けて、仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便し、又荷主の爲に貨物保管に任ずる機關にして、地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せんとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と折衝し其の値段を決定す

近時漁業組合の普及發達に伴ひ、其の施設事業として組合員漁獲物の委託販賣を施行するもの漸く多きを加へつゝあり。其の販賣設備、仲買人、競賣の方法、手数料、歩戻等に至りては魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るものにして、組合員の漁獲物販賣上の利益甚大なるものあり。昭和八

年度末漁業組合總數百九十七中、委託販賣を施行するもの百七十七組合、其の取扱高千四百餘萬圓に及べり。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり、本業者は主として下關其の他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ相當の漁業資金を貸付し、之が償還條件として其の漁獲物を引渡すの契約に依り、漁期中常に運搬船を漁場に廻航し漁獲物の引渡を受け、又は特に買收して之を内地に運搬販賣しつゝあり。

第六節 漁 港

朝鮮沿海の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ港灣約三百箇所を有すれども、其の多數は天然の形成に放任して絶えて人工を加へず。是れ蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繫、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、今や港灣の不良に因る漁船の遭難甚多く、年々二百隻乃至五百隻に達し其の死傷人員百人以上五百人、損害高十萬圓乃至七十萬圓を算する状態にして、殊に昭和五年、昭和八年及昭和九年夏三面の海岸を襲ひたる暴風は共に近年稀有なる慘鼻を極めたりしが沖合漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も漸次増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、大型漁船の増加に伴ひ相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事に屬せり。

故に大正元年以降地方費、府、邑、面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し、緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも、其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは大正十一年度以降の事に屬す。其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

(一) 國費にて修築したるもの

道名	港名	工事の概要	施行年度	工費	事業主體
慶南	鎮海港	突堤 棧橋 埋立	自大正十一年度 至同十四年度	一四一,000 円	國
		長幅長幅長幅 二、七五一〇坪 四・二二五八四坪 二・二五八四坪			

(二) 國費にて修築中のもの

道名	港名	工事の概要	施行年度	工費	事業主體
咸北	清津港	突堤 物揚場 埋立	自昭和八年度 至昭和十一年度	一、三八〇,〇〇〇	國
		長サ 四〇〇米 長サ 三三〇米 一七、三〇〇平方米			

(三) 國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	工事の概要	施行年度	總工費	國庫補助	地方費	府費	面費	寄附金	事業主體
全北	於青島港	防波堤 100間	自大正二元年度	五,七〇〇	五,五〇〇	—	—	—	二〇〇	地方費
全南	別刀港	岩石切取 防波堤 元間	自大正五年度	六,〇〇〇	二,〇〇〇	四,〇〇〇	—	—	—	同
同	楸子港	防波堤 二五間	自大正七年度	六,三二八	二,〇〇〇	三,八二八	—	—	—	同
同	山地港	防波堤 三〇米	自昭和三元年度	三,三六六	一三,九六〇	〇,〇〇〇	—	五,九六六	三〇,〇〇〇	濟州面
慶北	浦項港	左岸導水堤 二五〇間 右岸同 二五〇間 浚水工 三、四四坪 制水の増設 左岸導水堤 二四〇米 左岸同 一八米	自大正七年度 自大正九年度 自昭和五年度 自昭和五年度	一三,〇〇〇 四,八〇〇 二七,九六六	六,七〇〇 三,四〇〇 七,九〇〇	六,七〇〇 三,四〇〇 一八,〇六六	—	—	—	地方費
同	江口港	防砂堤 五〇間 川口切開堤 二五〇間 縮切堤 二五〇米 右岸導水堤 二四〇米 制水堤 二六〇米 埋立 一八、六四四平方米 浚深 四、八〇〇平方米	自大正三年度 自昭和五年度	七,五七六 一八,〇七七	五,〇〇〇 八,八四六	三,五七六 一〇,〇二二	—	—	—	地方費
同	九龍浦港	防波堤 100間	自大正十四年度	二八,八六七	104,701	100,000	—	七,八六六	—	滄州面

(五) 公共團體等に於て修築したるものにして主要なるもの

道名	港湾名	工事の概要	施行年度	工費	事業主體
忠南	仙掌港	荷揚場改築 延長一〇間 幅七間 六六五	大正十年度	四、六〇〇	仙掌面
江原	登津港	防波堤延長 五間 防砂堤延長 三〇間	自大正八年度 至同十一年度	六、〇〇〇	道川面
同	汀瀨港	防波堤	大正十一年度	四、五〇〇	三陟面
咸北	西水羅港	防波堤	大正十三年度	六、六〇〇	西面
全南	西歸浦港	防波堤	大正十四年度	一、五〇〇	右面
同	慕瑟浦港	護岸道路 防波堤 側溝 揚場	大正十五年度	五、三二一	大靜面
同	翰林港	防波堤	昭和五年度	八、二〇〇 (内地方費)	濟州島 右面
黄海	龍塘浦港	埋立物揚場 二、〇〇〇坪	大正十一年度	一、九七〇	地方費
計				三三、〇〇〇 円	一、九七〇 円

(六) 窮民救済事業として昭和六年度より修築のもの

計	江原	同	忠南	同	同	慶南	同
	翠湖港	鰲島港	舊島港	三千浦港	船所里港	統營港	龍湖島港
	防波堤の修理	護岸 荷揚場 取付道路	突揚竿場 燈	防波堤 鐵筋橋 浮棧橋	防波堤	荷揚場 修理 新設	突堤石橋造 附屬護岸
		二一五 三ヶ〇 一米	一一三 ヶヶ四 所所米	延長三間五 延長三間 幅長八間 幅長五間 幅長五間 米米米	三七間	五ヶ所	一一一 五二八 間間間
	昭和七年度	同	昭和六年度	昭和三年度 大正十五年度 昭和元年度	大正十五年度	大正十五年度	大正十四年度
	二,000	六,五五五	七,六六六	二,四三七 一四,一三〇	四,000	八,000	三,六五五
	同	同	同	地方費	同	同	同

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
慶尙北道	江口港 (擴築)	自昭和六年度 至昭和八年度	一六,〇〇〇 <small>円</small>	九四,〇〇〇 <small>円</small>	地方費	地方費負擔 九四,〇〇〇 <small>円</small>
同	甘浦港 (擴築)	自昭和六年度 至昭和八年度	四六,〇〇〇	三三,〇〇〇	同	同 三三,〇〇〇
同	九龍浦 (擴築)	自昭和六年度 至昭和八年度	五七,〇〇〇	二七,〇〇〇	同	同 二七,〇〇〇
慶尙南道	釜山港 (釜山防砂堤築造)	自昭和七年度 至昭和八年度	一〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	釜山府	府負擔 六〇,〇〇〇
全羅北道	群山漁港	自昭和六年度 至昭和八年度	一三〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	群山市府	地方費負擔 二〇〇,〇〇〇 地方費負擔 二〇〇,〇〇〇
全羅南道	濟州港 (擴築)	自昭和六年度 至昭和八年度	二七,〇〇〇	一三,〇〇〇	濟州面	地方費負擔 二七,〇〇〇 地方費負擔 二七,〇〇〇
黃海道	釜浦港	自昭和六年度 至昭和八年度	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	地方費	地方費負擔 五〇,〇〇〇
平安南道	鎮南浦漁港	自昭和六年度 至昭和八年度	七〇,〇〇〇	五,〇〇〇	同	同 五,〇〇〇
咸鏡北道	城津漁港	自昭和六年度 至昭和八年度	二二,〇〇〇	一三,〇〇〇	同	同 一三,〇〇〇
同	西水羅港	自昭和六年度 至昭和八年度	三三,〇〇〇	一六,〇〇〇	同	同 一六,〇〇〇
忠清南道	大川港	昭和九年度	一六,〇〇〇	九六,〇〇〇	道費	道費負擔 一六,〇〇〇

咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	同	同	慶尙南道	同	同	慶尙北道	全羅南道	全羅北道
元山港	東草港	登串港	老江鎮港	大邊港	長承浦港	釜山蘇摩 別船溜整理 其ノ他工事	大甫港	江口港	丑山港 (擴張)	翰林港	於青島港
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
100,000	310,000	20,000	100,000	20,000	110,000	120,000	20,000	110,000	20,000	110,000	310,000
20,000	120,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	110,000
元山府	同	同	同	同	道費	釜山府	同	同	同	同	同
府費負擔	道費負擔	道費負擔	道費負擔	道費負擔	府費負擔	府費負擔	道費負擔	道費負擔	道費負擔	道費負擔	道費負擔
20,000	10,000	20,000	20,000	20,000	10,000	100,000	20,000	20,000	20,000	10,000	110,000

成鏡南道	西湖津港	同	昭和十一年度	100,000	100,000	道	道費負擔	50,000
同	同	同	昭和十一年度	100,000	100,000	同	同	50,000
成鏡北道	清津港	昭和九年度	昭和九年度	100,000	100,000	清津府	府負擔	50,000
計				300,000	300,000		道府負擔	150,000

(七)時局應急施設として國庫補助を與へて修築したるもの

道 名	港 灣 名	施 行 年 度	總 工 費	國 庫 補 助	事 業 主 體	備 考	
忠清南道	大川港	至昭和七年度	210,000	100,000	道	道費負擔	110,000
全羅南道	於蘭鎮港	至昭和七年度	200,000	100,000	道	道費負擔	100,000
慶尙北道	丑山港	至昭和七年度	100,000	50,000	道	道費負擔	50,000
慶尙南道	大邊港	至昭和七年度	100,000	50,000	同	同	50,000
黃海道	大靑島港	昭和七年度	100,000	100,000	同	同	100,000
江原道	東草港	至昭和七年度	200,000	100,000	同	同	100,000

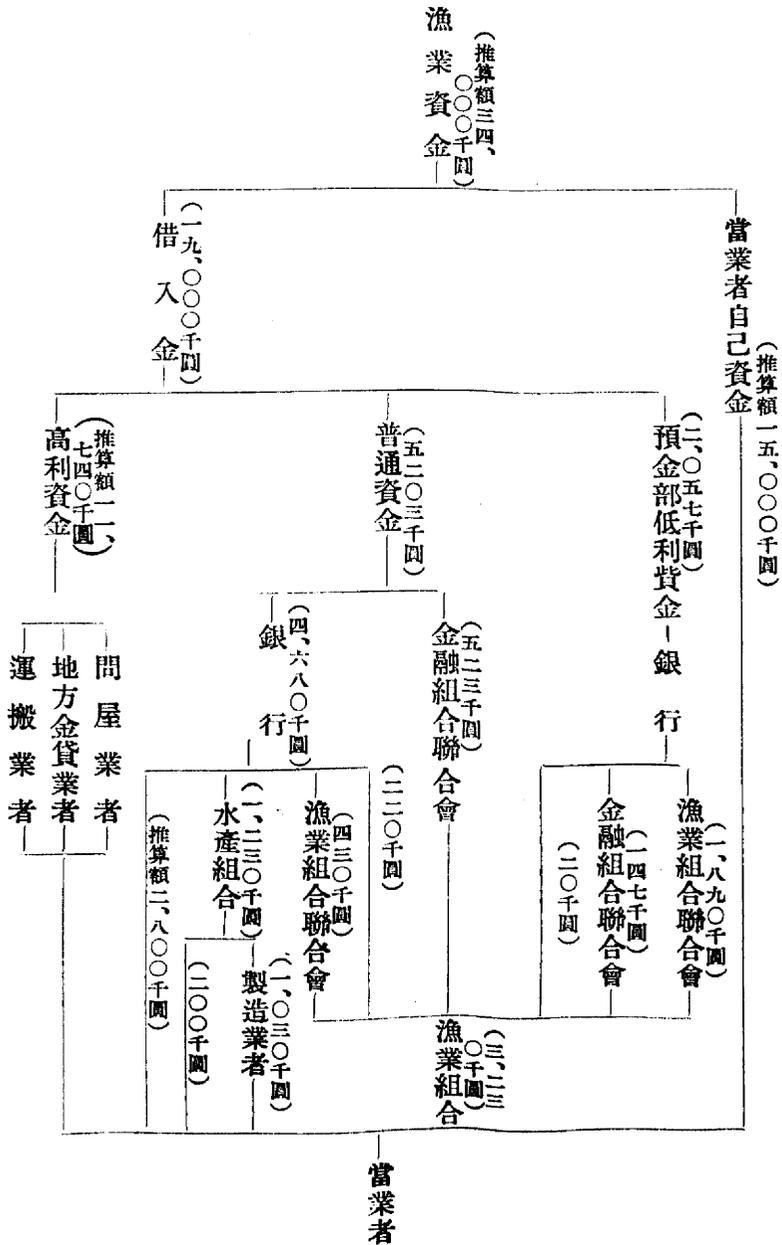
同	汀邊港	自昭和八年度	1,200,000	1,100,000	同	同	500,000
平安北道	登串港	自昭和七年度 至昭和九年度	1,000,000	500,000	同	同	500,000
計			1,170,000	600,000		道費負擔 面負擔	500,000 570,000

第七節 漁業資金

朝鮮在住漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖、統計其の他の材料を基礎として之を推算するに、漁船千二百萬圓、漁具千四百萬圓、運轉資金八百萬圓、合計三千四百萬圓の巨額に達せり。而して右投資額中經營者自身の投資額と目すべきものは、大體千五百萬圓に過ぎずして、他の千九百萬圓は之を借入に據れり。其の借入金中漁業組合、朝鮮殖産銀行、東洋殖株式會社、金融組合聯合會、金融組合又は朝鮮内魚市場の貸出に係る低利と目せらるゝもの七百二十餘萬圓を除く千七百七十萬圓を地方金貸業者又は魚問屋業者、或は魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るゝか、又は無利子を標榜するも債務者の漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして、常に市價に比し安價に引取らるゝが故に事實に於て高利に相當し、漁利の大部分は之等の者に壟斷せられつゝあり。翻つて漁業の状態を見るに近時動力附漁船に依る稍々大規模の漁業勃興し、之が漁業者は多小の資力を有するか、然らずとするも運轉資金の融通比較的容易

に行はれつゝありと雖、漁業の全體より通觀するときは尙沿岸小漁業者大部分を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱なる無産階級に屬し、前述の如く高利の借入金に依り辛うじて漁業に従事するを以て、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる狀況に在り。之に對し低利なる資金の融通を圖り漁利を漁民の手に收むるの方途を講ずるは、漁業の發展と漁業者の福祉を増進する上に於て最も緊要なる事項にして、右に關しては漁業組合に於て資金の造成に努め、之を以て組合員に低利貸付を行ひ、或は漁業組合聯合會、銀行其の他の金融機關より起債を爲し資金融通の途を講じ、昭和八年度に於ける起債額約三百二十餘萬圓に及び良好なる成績を擧げつゝあるも組合の財政的基礎鞏固ならざるものありて未だ全般に亘り之が施設の徹底を見るに至らず。然れども漁業組合に對しては常に適切なる指導を爲すと共に現に國庫及道費より各種の補助金を交付し其の堅實なる發達を圖りつゝあるを以て、當業者の努力と相俟つて將來益々其の基礎を鞏固にするに至るべし。一面長期低利資金の供給を圖り漸次高利資金の侵入を防ぐに於ては組合の金融事業亦相當圓滑を期することを得べし。今漁業資金供給系統を示せば左の如し。

漁業資金供給系統圖



第八節 移住漁民及通漁者

内地漁民の移住は遠く朝鮮の開港貿易に其の端を發し明治三十八年の戰勝、同四十一年韓國漁業法の發布、同四十三年の日韓併合等の機會に際し著しく増加し、同四十四年に至りては三千百七十二戸、一萬一千四百三十六人を算し、爾來多少の消長ありて昭和八年には四千四百二十四戸、七千七百十六人を算す。(昭和八年分は十五歳未満の者を除く)現在移住漁民の分布は沿海十二道に亘り最多數なるは慶尙南道にして一千七百九十五戸、二千九百三十九人、次は全羅南道にして一千四百二十七戸、二千六百九人最も少きは忠清北道にして五戸、六人とす。

以上各道移住漁民に依り昭和八年末迄に設置したる漁業組合四、組合員三百餘人、其の他鮮内各地の漁業組合の組合員中にも多數の移住漁民あり、而して該移住漁民中には、任意に移住したるものと、府縣の獎勵に基きたるものと、元朝鮮水産組合の獎勵並に經營に依るものと、東洋拓殖株式會社と移民契約を爲せるもの等の別あれども其の過半は任意の移民に屬せり、是等移住漁民中堅實なる發達を遂げ移住後の成績良好と認むべきは、慶尙南道統營郡山陽面岡山村、同道泗川郡三千浦面愛媛村、同道統營郡長木面松眞浦、同道昌原郡鎮海面鎮海漁浦等を數ふべく、就中岡山村は明治四十年同縣水産組合の經營に係り、昭和八年末迄に於て八十餘人の移住民あり、漁船四十二隻を以てさわら、あこ、う、いかの刺網、はも、あなご、たいの一本釣、ひら、ちめの延繩等の漁業を經營し最近一箇年間の漁獲

高は六萬五千餘萬圓に達す。同村には漁業組合を設立して漁村に適應する凡ゆる共同施設を爲すに忘りなく、大正三年には總工費六千三百餘圓を投じて漁港の修築及海岸の埋立を行ひ、同じく四千圓を投じて一千五百坪のえび蓄養場を築設し、又移住民共同して年賦償還に依り東洋拓殖株式會社より田畑十餘町歩の貸付を受け之を耕作し、學校を設置して移住民の子弟を教育し、其の他植林、頼母子講、青年團の設置、副業の施設等漁村としての内容充實し村民の生計裕なり。又愛媛村は明治四十四年同縣西外海遠洋漁業同盟組合の經營に係り、昭和八年末八十餘人の移住民あり、その毎年の収益は之を土地の購入に充つるを以て、今や數十町歩の田畑を所有し各戸の生計安固にして相當の資金を有するもの尠からず。松真浦及鎮海漁浦は大正元年朝鮮水産組合に於て、海軍省及朝鮮總督府より土物建物及物件の貸付を受け内地二府、二十一縣と移住經營協議會を開きて之が協定を爲し、大正二年より移住者を收容したるに、昭和八年末には松真浦移住民は山口、廣島、兵庫、福岡の各縣を合して九十餘人、鎮海漁浦住民は大阪、愛媛、福岡、徳島の各縣を合して百餘人に達したり。漁業は一本釣、延繩、壺網、打瀬網、船曳網、地曳網、鮫鱧網等にして、家族は土地の耕作に従事す。松真浦には漁業組合あり、鎮海漁浦には漁業組合及貯金會あり。以上兩漁浦の移住漁民は素質の撰擇に留意したるを以て勤勉力行其の成績概して良好なり。

以上の如く漁民の移住に關して從來施設したる事項は、内地府縣、朝鮮水産組合及東洋拓殖株式會社

の移民經營に係り、本府は間接に之が獎勵保護を爲したるに止まるも、由來朝鮮漁業の開發は内地漁業者、殊に移住漁民に負ふ所尠からず。蓋し朝鮮人漁業者は日常接觸する間に於て、漁船漁具の精巧にして漁利多きを目撃し、従業者となりて親しく其の使用法を會得し或は之を模倣するに至りしに因る。而かも内地移住漁民は、朝鮮人漁業者の約二十六分の二に過ぎずして敢て朝鮮漁業者の漁利を損ずることなく却て朝鮮人漁業の啓發に資する所多きを認むべし。

次に内地漁民は、明治十五、六年頃より既に朝鮮沿岸に通漁し居りたるものにして、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に亘り内地人の通漁を認めらるゝや、通漁者漸次其の數を増すに至り爾來多少の變動ありたれども、昭和八年に於ける内地よりの通漁狀況を觀るに漁業者千百二人従業者七千七百三十人、出漁船數千三百四十三隻を算し、漁業者二百人従業者千人、出漁船二百隻を超ゆるものは山口、長崎及佐賀の三縣にして主として鮫鱈網、巾着網、流網、延繩漁業に依りぐち、えび、さば、いわし、さわら等の漁獲に従事せり。

第九節 漁家の副業

朝鮮に於ける漁業は、一般に幼稚にして概して小規模の地先沿岸漁業に従事するに止まるを以て、比較的閑散期を有すると共に其の收益亦尠く、殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷期に際し流水を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難

く、從て副業を營む者比較的多く、且其の種類亦多種に亘れり。而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に従事する者大部分を占たりしが、併合以來各種産業上の施設獎勵に伴ひ漁家の副業にも自ら變遷を見るに至れり。即ち新に養蠶の如き、器械製網の如き副業を生じ、又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり。内地人に在りては嘗初漁業を目的として移住し、主力を之に傾注せるが故に、朝鮮人漁業者に比し漁獲高遙に多く副業を營む者比較的尠かりしも、近時漁閑期を利用し、之に従事せんとする者漸次増加の傾向を來せり。漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に及び共通的のもの多く、其の主なるものを擧ぐれば水産製造、漁獲物及製品の販賣、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等あり。副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し内地人は百分の四十、朝鮮人は百分の六十七に相當し、副業の収益は詳かならざるも内鮮人を合して約百八十萬圓に達し、在住内鮮人漁獲高四千六百二十六萬圓に對し約四分に相當す。漁家の副業に就ては從來自然の發達に委し、何等施設する所なかりしも漁民救済の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て、近時朝鮮に於ける農山漁村の振興運動に伴ひ各道に於ても有利適切なる副業を調査選定して益々之が普及を圖りつゝあり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て、漁業法及其の附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりし

を以て、明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に漁業令施行規則其の他の附屬法規を發布し翌年之を施行せり。然るに漸次漁業の發達と社會各般の事情の變遷とに伴ひ、同令も亦幾多の不備缺陷を生じたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定し、次で附屬法規全部に付改正を加へ、昭和五年五月一日より之を施行せり、現行新令に於ては免許を受くべき漁業を六種、許可を受くべき漁業を十六種とし、其の他の漁業に付ては總て届出を要することとせり。而して漁業權は之を物權として土地に關する規定を準用し、漁業權及之を目的とする權利並に入漁に關しては、登録制度を設け其の權利の確保を計り、漁業權の存續期間は、之を二十年以内とし、從來の更新免許制度を廢して延長許可制度に改め、以て財産權としての價値の増進を圖れり。而して舊令發布の當初より免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることとなしたるが、中途事務簡捷並に地方分權の主義に則り、特殊の事情あるものを除くの外は其の處分を道知事に委任することとし、朝鮮漁業令に於ても亦此の方針に據り、専用漁業及養殖漁業（藻類の養殖漁業を除く）の二種を朝鮮總督の權限とし其の他の漁業は總て其の處分權を道知事に委任したり。許可漁業は捕鯨漁業、「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、潜水器漁業及機船巾着網漁業の六種に付ては朝鮮總督、其の他の十種に付ては、道知事の許可を受くるを要し、許可の期間は許可の際行政官廳之を定むることとせるが、捕鯨漁業、「トロール」漁業及工船漁業は規模大にして、資本的企業に屬し、相當長期間の安固性を要するを以て之を十年以内

とし其の他の漁業は五年以内と限定せり。届出漁業は總て之を道知事に届出でしむることとし、届出の有効期間は三年以内にて於て届出受理の際道知事之を定むることとせり。免許漁業及許可漁業の出願處分は、獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係あるを以て、努めて其の處分を慎重にし、虚業者を排除するの方針を採る爲、漁業の經營漸次眞摯に赴き漁業に關する諸法規の完備と相俟つて、一層斯業の向上發展を見るに至れり。而して明治四十二年以降昭和八年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願四萬九千九百三十二件中免許件數は二萬千三十件、許可漁業申請二十二萬五千八百五十六件中、許可件數は二十萬八千三百七十五件、届出漁業二十三萬七千四百四十三件に達せり。

水産動植物の蕃殖保護に關しては、明治四十四年六月漁業令と同時に漁業取締規則を發布し、之が取締上諸種の禁令を設け、其の後屢々之を改正整備したるが、近時斯業の急速なる發達に依り、猶實狀に適合せざる點尠からず。茲に於て昭和四年一月朝鮮漁業令制定公布と同時に、新に朝鮮漁業保護取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法は之を制限又は禁止すると共に、從來各道取締規則中に規定せられたるものにして、朝鮮に於ける代表的又は各道共通のものに付ては、朝鮮漁業保護取締規則中に統一規定し、其の漁場、漁期又は體長等に關しては、採捕上一定の制限を加へ、同時に河川漁業の保護に付ては、遼河魚類の通路を害すべき工事を取締るの規定を設けたり。又魚族の蕃殖保護

及漁業取締上極めて有害なる有毒物、爆發物又は電流を使用して爲す漁業の禁止に關する規定を整備し、之が違反者に對する制裁を一層嚴にしたり。尙同規則中に規定するもの外、特に一地方に限り水産動植物の蕃殖保護上、之が取締の要あるものに付ては、大正六年五月制定せられたる各道漁業取締規則の改廢を行ひ、以て一層之が取締を適正周到ならしめ漁利を永遠に保護するの途を講じたり。又漁業制限の顯著なるものを擧ぐれば、捕鯨漁業に付ては明治四十年韓國政府に於て、捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限し、爾來多少の改廢を経て今日に於ては捕鯨船數を十二隻に定めたり。「トロール」漁業に付ては、大正元年及同二年に禁止區域の改正あり、今尙朝鮮に於ては從業を見ず。機船底曳網漁業に付ては、從來其の許可に當り船數を制限し、禁止區域を定め、以て沿岸漁業者との衝突を防ぎ蕃殖保護を圖る所あり。然るに本漁業は從來道處分に屬したるを以て、各道別に夫々操業區域竝に許可隻數を制限規定せられたるが、漁業の性質上操業區域狹隘に失したるを以て、朝鮮漁業令施行と同時に之を擴張し、全沿岸を六區に分ち、各區に於ける許可數を限定し、同時に從來の禁止區域の一部を變更規定せり。従つて朝鮮に於ける本漁業は、内地に比較し、極めて合理的に且つ順調なる發達を見つゝあり。潛水器漁業に付ては從來操業區域を全沿岸三區に分ち。各區に於ける許可數を定めたるも、現今の實況に應じ更に之を四區に改め、臺數の整備と漁獲物の統一を圖りたり。尙新に工船漁業に關する許可制度を設け、定限數を五隻とし現今鱸工船漁業の出現を見るに至れ

り。漁業取締に從事する警備船は汽船四隻、發動機船十八隻を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業の取締に當らしむることとし、尙慶尙南道及全羅南道には漁業取締船を備へ専ら沿岸及沖合漁業の取締に當らしめその他各道水産試験船をして漁業取締をも兼ねしめつゝあり。又昭和二年度に於ては本府に漁業取締船朝風丸を建造して、從來各道に於て沖合の取締を至難とせられたる缺陷を補ひ、主として沖合漁業に從事せしめ、前者と相俟つて取締の完璧を期することとせり。又明治四十二年以來朝鮮西沿岸に出沒する支那密漁船の取締を嚴にしたる結果近年は全く其の跡を絶つに至れり。

第三章 養殖漁業

朝鮮在來の養殖漁業としては、全羅南道の光陽及莞島、慶尙南道の河東等に於けるのり養殖漁業のみにして、何れも百數十年前の創始に係れるも、其の區域、産額等に付ては何等文献の徵すべきものなく不明なり。

日清、日露の兩役を前後にして、内地より通漁及移住者等の出現を見たるが漸次之が増加と共に養殖漁業の有望なるに着眼する者ありて、明治四十三年以來咸鏡南道のかき、忠清南道及京畿道のあげまき、全羅南道、慶尙南道ののり、かき、はいがい及もがい等の養殖を企圖する者簇出したるも、氣候

風土を異にする朝鮮に於て、内地式養殖法其の儘を採用したる關係上、所期の成績を擧ぐるに至らずして、其の多くは中途廢業の已むなきに至りたる狀況なりき。然るに之と前後して、本府は地方廳と共に淡水に於ける各種の養殖試験を開始し、爾來斯業の改良發達に努めたる結果次第に産額を増加しつつあり。左に養殖漁業の概要を各種類別に述べん。

一、のり

朝鮮に於て在來より行はるゝものにして養殖漁業と稱すべきものは、のりの養殖のみなり。のりの養殖はかき養殖と共に朝鮮に於て最も普及性大なるべきを豫想し之が助長獎勵に付本府は道費に對し昭和二年度より十箇年間總額四十二萬圓の國庫補助金を交付する計畫を樹て年次之を實施し着々斯業發展の助成に努めつつあり。

養殖方法としては、朝鮮在來の籠式、内地にて廣く行はるゝ株立式及全羅南道水産試験場考案に係る浮篋式あり。籠式最も廣く行はれ株立式之に次ぎ就中浮篋式は創始當初なるにも拘らず漸次其の長所を認められ相當に普及しつつあり。尙この他天然の岩礁に附着する所謂いわのりを増殖する爲セメント床を築造する方法行はる。

乾のりの製造方法としては朝鮮在來式及内地改良式を採用せるが朝鮮在來式に依るものは内地に移出せらるゝものなきに非ずと雖其の數量は僅少にして主として鮮内の需要を充し、内地改良式に依

第三章 養殖漁業

年度	別年度			増殖種名	道の成北	江原	慶北	慶南	全南	全北	忠南	京畿	黄海	計
	金額及面積	面積	種類											
昭和七年	補助面積	補助金額	國費交付額	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
昭和六年	補助面積	補助金額	國費交付額	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
昭和五年	補助面積	補助金額	國費交付額	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
昭和四年	補助面積	補助金額	國費交付額	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
昭和三年	補助面積	補助金額	國費交付額	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

かき増殖奨励補助実施表

昭和六年年度	昭和五年年度	昭和四年年度	昭和三年年度	昭和二年年度	年度別		道
					金額	面積	
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	名
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	北
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	咸
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	南
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	慶
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	北
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	慶
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	南
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	全
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	南
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	全
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	北
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	忠
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	南
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	京
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	畿
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	黄
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	海
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	平
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	南
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	平
補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	補助面積	北
補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	補助金額	計
國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	國費交付額	

年度	昭和九年			昭和八年			昭和七年			年度別	道名
	補助面積	補助金額	國費交付額	補助面積	補助金額	國費交付額	補助面積	補助金額	國費交付額		
											北
											南
											北
											南
											全
											全
											北
											忠
											南
											京
											畿
											黄
											海
											平
											南
											平
											北
											計

備考 昭和九年度に於ける補助金額及補助面積は未だ明ならず

三、あさり、はまぐり

南海岸及西海岸の干潟地に於てはあさり、はまぐりその他の貝類の養殖適地多くありと雖從來は天

然に産するものを採捕するに止り、之が養殖施設を爲すもの尠かりし爲需要の増加に伴ひ濫獲の傾向を生じ各所に採捕貝形の倭小化と産額の減少とを見つゝあり。今後適地の選定、種苗の配給、管理、採取、販賣、加工等に留意し、産額の増加を計る必要あり。

四、その他の貝類

はいがい、もがい、あわび等の養殖を爲すものあるも産額多からず。

五、こいの養殖

朝鮮に於ては天然の池沼、水田、水利組合の發達に依つて築造せらるゝ貯水池等淡水養殖の適地に富むを以て斯業の振興を圖り之が資源の開發を企つることは農民に有利なる副業を興へ生活の安定に資するのみならず、貴重なる蛋白質食糧の需給を圓滑ならしむる效果頗る大なるものあり。然るに従來淡水養殖事業の汎く普及せざりし原因は朝鮮に適應せる養殖方法不判明にして其の利益周知せられず、且養殖用稚魚及卵の配給機關の缺如と斯業の模範となすべき實例の乏しきとに在りたり。依つて本府は慶尙南道密陽に養魚場を設け各種の試験を爲すと共に稚魚の配付を爲し、次いで昭和三年本府水産試験場の鎮海養魚場設置さるゝやその事業を承繼し後述するわかさぎ、かむるちと共にこいの稚魚並びに卵の配付を開始せり。爾後毎年の配付數は左の如し。

年	次	こい稚魚	こい卵
---	---	------	-----

昭和四年 一、〇〇七、九〇〇尾 二八一、〇〇〇粒

昭和五年 一、〇四六、四〇〇 五二三、〇〇〇

昭和六年 一、一四〇、七〇〇 五五〇、〇〇〇

昭和七年 一、二三四、八五〇 二、一六〇、〇〇〇

配付を受けたる者は水利組合、農場、農家等を主とし、池沼、水田等に粗笨的に養魚を爲し、或は都市附近に於て養魚池を築造し集約的養魚を経営せんとするもの等あり。

既に初期に配付せるこいの稚魚は優良なる親魚となりて年々増殖するに到りたるものあり又特に親魚として飼育し採卵用に供し魚卵稚魚の分與並に其の自給自足の用を爲すに足るものあるに至れり

六、わかさぎ

一年魚にして成長早く繁殖力旺盛、移殖方法も簡單なるを以て湖沼、溜池等の粗笨的増殖計畫に洵に好適なり。鎮海養魚場に於ては昭和四年以來左表の如く希望者に對して有償配付を爲したる受精卵は漸次普及し其の自然繁殖したる結果魚卵の繼續移殖の要なきに至りたる水域もあり又自家水域所産の親魚を採捕し採卵を行ひ孵化放流を爲すに至りたるものすらあるを見る。

わかさぎ卵配付數

昭和四年 四二、五〇〇、〇〇〇粒 昭和五年 五〇、〇〇〇、〇〇〇

昭和六年	四八、〇〇〇、〇〇〇	昭和八年	一九、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	三九、〇〇〇、〇〇〇粒		

七、かむるち

養殖は極めて簡單且有利にして農家の副業に適し前二種と同様に鎮海養魚場に於て稚魚の配付を爲しつゝあり。

昭和四年	七、六〇〇尾	昭和七年	一六、七五〇尾
昭和五年	七三、〇〇〇	昭和八年	三六、三〇〇
昭和六年	一七、七〇〇		

八、さけ、ます

本府は大正六年咸鏡南道高原に人工孵化場を設置しさけの人工孵化を開始したるが其後咸鏡南道に於て本事業を繼承し年々約百五十萬尾の稚魚を放流しつゝあり。尙之より規模小なるも慶尙北道江口漁業組合に於ても人工孵化を實施しつゝあり。

九、うなぎ

集約的養殖を爲すもの二、三あるも朝鮮にては種苗の産額少く大なる發展を期待し難し。

一〇、その他の魚類

きんぎよの飼育及びぼらの蓄養を爲す者あり

以上各種養殖漁業に亘り昭和八年に於ける従業人員九萬四千八百四十四人、養殖水面積六千七百三十四萬四千七百二十七坪、收穫高三百八十一萬九千八百八十八疋、價格二百九十萬三千九百十二圓に達し、近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるは欣ぶべき現象なり。

尙朝鮮には干潟、淺海、池沼、堰堤等到處養殖に利用し得べき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり。爾後水源の涵養、河川の修築、灌漑用貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活上等文化の進展に伴ひ益々斯業の發達を促進せしむるは疑なき所なるを以て將來適當の施設を爲し、之が發展に努むるに於ては其の收穫高を現在の數十倍に達せしむるは蓋し難からざるべし。

第四章 製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除きては、概ね其の規模小にして製品の種類も亦めんたい、たら、いわし、たこ、えい、ふか、いかなご、あわび、わかめ、のりの素乾品、ぐち、にべの鹽乾品、ぐち、たちのうお、にしん、たら、にべ、めんたい卵の鹽藏品、えびの鹽辛等主として鮮内向のもの

に屬し、且品質粗雜にして見るに足るもの尠かりき。然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、逐年製品の種類産額を増し、煮乾いわし、乾のり、ふかひれ、するめ、乾えび、めいほう、海參、開たら、鹽ぐち、たんさい、乾かき、乾いかなご、かいばしら及さざえ、さば、うなぎ、かに（たらば、ずわい、けがに）、あわび、鰯とまと漬等の罐詰、魚糶其の他の水産肥料、いわし油等主に輸移出向のものを製出するに至れり、一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初とし、續いて連年たいらぎ、いか、いがい、ほつきかい、こえび、魚鰯、支那向鹽魚並に鹽乾魚、米國向鹽さば、めんたい卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、あわび及なまこに付歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試験を行ひたり。即ち京畿道の乾えび、平安北道のしらうお其の他の罐詰、黄海道のからすみ、平安南道及忠清南道の乾ぐち全羅北道の鹽ぐち、慶尙南道及全羅南道の乾のり、江原道の開めんたい、咸鏡南道の鹽めんたい卵及めんたい肝油、咸鏡北道の乾わかめ等各種製造試験並に之に關する指導を爲せり。又大正二年海藻検査規則を發布し、當時輸出産物中の重要品として産額多きに拘らず、製法不良の爲品質を損じて聲價地に墜ちたるてんぐさ、ふのり、ぎんなんそう、さくらそう、いぎす、えごの六種に付品質検査を施行して其の改善を圖り、續いて移出向水産肥料及輸出向海參、乾あわび等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を發布し、食用品中海參外十九種、海藻中てんぐ

さ外六種並に各種肥料等、主なる輸移出品に付税關をして検査を行はしむることとし、次で大正九年六月検査品目を追加し包装重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月検査品目中に乾のりを加ふるに共に、食用品中新に罐詰外六種に對し、等級制を採用し更に昭和二年四月全部抽出検査に改め、乾のりの荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾えび外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に亘り改正し、次で昭和四年五月更に検査規則を改正し近時生産激増に伴ひ漸く粗製濫造の弊を馴致したる鱈油を検査品とし、昭和七年一月鱈トマト漬罐詰を検査品目中に加へ以て製品々位の向上と商取引の便に資し、尙昭和九年五月内地に於て輸出水産物検査規則の發布されたるに伴ひ朝鮮に於ても本検査規則を改正し朝鮮より輸出さるゝかに罐詰に付ては朝鮮に於ける検査のみにて内地に於ける再検査を要せざる事に決し同品の内地經由輸出を容易ならしむるに至れり。

以上各種施設の結果として一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き湖料海藻類、特にてんぐさ、ふのり、ぎんなんそうの如きは調製方法改良せられ、包装亦漸く整ひて取引先の信用頓に加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として受けたる損害を免れ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せりと雖近時著しく罐詰工場濫設の傾向あり之が爲經費を不當に節減して必要なる工場の設備人員の整備を怠り生産數量の多くを競ひ粗製濫造に陥りて

市場に於ける聲價を失墜する等經營の健實性を缺き或は漁場を荒廢に歸せしむる等多年眞摯なる企業者の努力に依り發展向上の域に達したる斯業の基礎を攪亂し遂には相互經營難に陥り共例れの悲境に到達すべき情勢に陥り斯業の將來に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が弊害を匡正し健實なる發達を期せんが爲昭和五年九月十八日朝鮮水產物罐詰製造營業取締規則を發布し該營業を許可制度となし工場に付ては一定の構造及設備を爲さしめ、其他監督指導に關する諸種の手續規定を設けて之が完璧を期したり。斯くて朝鮮の水產製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和八年に於ては戸數一萬一千四百四十三戸、人口二萬九千四百七人、製造高三千五百五十九萬圓に達し、且十萬圓以上の產願あるもの三十九種の多きを算するの現況となれり。尙今後漁業及養殖漁業の發達に伴ひ、其の原料益々豊富となり隣邦支那滿洲國の大市場を有する等其の前途益々多望なりと謂ふべし。

尙製造上最も重要なる鹽の消費狀況を見るに、朝鮮に於ては工業未だ頗る幼稚なる爲其の消費は主として食料用に屬するも、其の消費額は最近數個年間に於て多大の増加を來し、大正三年二億斤に過ぎざりしもの、昭和八年には約五億四千萬斤に達するの狀勢を示し、其の内漁獲物處理及製造用として四千五十萬斤を使用す。然るに昭和八年に於ける鮮内の生産高は、官鹽三億三千萬斤、在來鹽六千五百萬斤合計三億九千五百萬斤にして需要量の約七割二分を充し輸入高三億一千萬斤に達せり。斯くの

如きは生産上看過すべきにあらざるを以て、之が需要量の配給を圖る爲、專賣局に於ては大正九年以降七箇年繼續事業として、二千六百町歩の鹽田擴張の計畫を樹て、既に一千二百四十一町歩を竣成したるも、爾餘の一千三百五十九町歩に對しては、關東地方震災の爲め經費緊縮の結果、事業中止の己むなきに至れるが新に昭和八年以降五箇年繼續事業として一千百町歩の鹽田擴張計畫を樹て昭和九年末に於て百八十四町歩を竣工せり。而して現在官設鹽田總面積は二千六百五十八町歩なり。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は支那其の他に輸移出せらるゝ鮮魚及製造品は、近時年額二千五百萬圓以上の多きに上り主要なる貿易品たり。而して鮮魚は從來主として、漁業者の漁獲せしものを仲買人の手に依り漁場に於て買取られ、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地に輸送せられたるもの多く、從て其の數量、價額等數字の調査は明瞭を缺くも、其の各開港地を經由したるものに付て見るに、明治四十三年に於て數量二百萬斤、價價十七萬圓、仕向地は内地、支那、露領亞細亞にして、魚種はたい、さば、さわら、ぶり等の數種に過ぎざる狀況に在り。然れども實際は如上開港地を經由せざるもの多きを以て、當時既に相等の輸移出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及朝鮮人の採取に係る海藻を主

とし、其の他には肥料あるに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一千八百萬斤、價額八十六萬圓にして、而も殆んど其の大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包装頗る不完全に於て取引上の不利損害大なるものありたり、又製品の輸送に付ても朝鮮内地間に定期航路開けず。支那に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり。即ち昭和八年に於ける鮮魚の輸移出數量は九千萬斤、價額六百六十七萬圓を算し、之を明治四十三年に比すれば、數量に於て約四十五倍、價額に於て約三十八倍の激増にして、朝鮮水産物總輸移出額二千五百二十七萬圓に對し二割六分を占め、其の種類の如きも内地向はたい、ぶり、さわら、はも、にしん、あじ、あまだい、ひらめ、さば等の如き比較的高價品の移出を見、支那向は從來支那密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ひて跡を絶ち、今は内鮮人の手に依りぐち、たら、かながしら、たちのうお、ほうぼう、ふぐ、にべ、ほら等の如き安價品の輸出大に増加せり。又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、魚油、海參、罐詰、乾えび、沃度灰、めんたい卵等を始め四十餘種、數量約七千六百斤、價額一千八百五十九萬圓にして、之を明治四十三年に比すれば價額に於て二十一倍

の激増を示せり、而して其の仕向地別輸移出額の割合は内地八割、滿洲國六分にして其の他關東州、中華民國北米等の輸出せられ更に南洋新嘉坡方面、廣東其の他支那方面に再輸出せらるゝを以て該地方も亦將來樞要の仕向地たるに至るべく、露領亞細亞に仕向けらるゝものは主に内鮮移住者の需要に供するに過ぎず、又内地移出品中沃度灰、肥料、海藻、めんたい卵等を除くの外は長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を経て更に支那に輸出せらるゝもの少からず。其の價額は詳かならざるも約二百萬圓を下らざるべきを以て、支那輸出總額は三百五十萬圓に達すと謂ふも大過なきが如し、

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、殊に昭和八年四月京圖線の開通に依り北鮮の滿洲向輸出は著しく便利を加へ對滿貿易進展上與つて力あり、又海上方面は朝鮮郵船株式會社の創立に依り漸次新開の航路加はり其の現在命令航路中内地及外國航路に屬する朝鮮、上海線（年十八回）朝鮮北支那線（年二十七回）新義州、東京線（年二十四回）新義州、大阪線（年四十二回）雄基、東京線（年二十九回）雄基、大阪線（年二十七回）釜山、浦鹽、大阪線（年三十回）清津、敦賀線（年二十四回）朝鮮、長崎線（年十八回）朝鮮、大連線（年十八回）及北陸汽船株式會社の伏木、浦鹽線の清津、城津、元山寄港（年二十回）阿波國共同株式會社の大連、天津、鎮南浦、仁川線（年二十七回）並に嶋谷汽船會社の朝鮮、北海道、大連線（年二十五回）北海道新潟線の北鮮寄港（年十八回）北九州商

船株式會社の釜山、博多線（年三百三十六回）、川崎汽船株式會社の麗水、下關線（年百八十三回）又自營航路として大阪商船株式會社、朝鮮郵船株式會社其の他の内鮮支各地を連絡する各種の線路あり、之に並行して沿岸航路、河川航路（鴨綠江）漸次増加し取引の促進に益する所大なると共に昔日の如き製品出廻期に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至れり。

而して水産製品の販路は、現在は勿論將來に於ても地理的關係上之を支那及滿洲國市場に求めざるべからず。然るに從來支那に於ける最大需要地たる中部及南部には全く直通航路なき爲、上海に輸出せんとするものに在りても、一旦長崎又は門司に於て支那航路の船に積換へて輸出せざるべからざるが爲、運送に多大の時日を要するは勿論運賃嵩み荷傷、缺斤、荷爲替取組の困難竝に商機を逸する等甚大なる不便ありしが、大正十三年度より前述の朝鮮上海間の直通航路開始せられ、製品輸出上多大の便宜を得るに至れると共に昭和九年四月以降大阪商船株式會社の南洋航路の就航船月一回釜山に寄港することになり、對南洋水産貿易の進展上寄與する所少からず。滿洲國に對する水産貿易に關しては關稅及運賃の高率なると彼地に於ける民度及嗜好狀態に徴し之が急速なる進展は期待し得ざるものと思はるゝも屢々調査員を派遣し嗜好狀態、商慣習、取引方法等を調査する等之が振興を策しつゝあり。

第六章 試験調査

大正元年本府水産課に臨時職員として技手二名を配置し、水産試験に關する事務に従事せしめたるを本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢と爲す。爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時其の設備としては、漁撈試験に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試驗船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年度に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさけ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場を設置し又製造試験に在りては大正四年度に慶尙北道大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三個所に魚密の設置を爲したるに過ぎず。將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産業の實狀に照して適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はんとするには、到底此の如き不完全なる組織と設備とを以て之を遂行すること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み、設備、内容共に充實せる水産試験機關の設置は、緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度に於て水産試験場設置の計畫を樹て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、茲に初めて全鮮水産試験の中樞機關たる本府水産試験場の確立を見るに至れり。依て敷地を釜山絶影島に卜し大正十年度に於ては魚撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては養殖及海洋調査に關する職員及設備を充實し、更に淡水養殖業の振興を圖る爲鎮海に本場

附屬淡水養魚場を設置することゝし昭和二年度より工事に着手し翌年十二月工事の竣成を見たり。而して本場の敷地面積は約三萬平方米を有し本館各實驗室、標本室等總建坪二千四百平方米、鎮海養魚場敷地約十七萬八千平方米、實驗室作業室總建坪七百四十平方米、養魚池二萬三百六十平方米にして更に試験船としては百五十噸級發動機船一隻同じく三十噸級のもの二隻を有す。而して現在職員は場長(技師)及技師四名、技手十四名、屬一名、囑託四名、雇員二十八名にして次に掲ぐるが如き各種の事業を實施して水産業の改善發達に資しつゝあり

一、漁撈及漁船に關する試験としては、東海岸に於ける主要漁業たるめんたい漁業の振興を圖る爲新漁場の開拓と漁期、適種漁具、漁法に關する調査試験を行ひ又ます漁業の振興に資する爲分布の調査及漁法の研究をなし猶水深一五〇米乃至五〇〇米に達する深海漁場を調査してめんたい、たら、かれいその他重要底魚漁類の分布棲息状態の調査竝に之が漁獲に關する試験をなし、西海岸に於ては沖合未開拓の海區を探查してさば、あじ、めじ等重要浮魚類に付新漁場を求め以て新規漁業の立成を圖らんとし、目下その漁業試験を實施中なり。次に朝鮮に於ける在來型帆裝漁船の實態を調査して之が改良を圖り併せて沖合優良漁船の標準型を決定する爲漁船試験を實施、朝鮮型漁船に付ては既に改良型漁船を決定して當業者の歡迎するところなり東海岸各地に之が普及を見つゝあり。尙輓近發動機船の使用盛なるに至りしが朝鮮漁業の實狀に適せざるもの多きを以て之に關する調査試験を行ひ以て發動

機付漁船の標準設計を定め當業者汽船建造の指針たらしむべく目下試験中に屬す。

二、處理加工並に生物生理に關しては先づ朝鮮水産業の特殊の事情に即し最も必要なりと認めらるゝ鮮魚輸送方法及製造處理方法の改善を主眼としたる鮮魚の冷蔵試験即ち冷蔵貨車による鮮魚輸送試験及釣魚餌料の冷蔵試験を行ひ相當の効果を收め、次に朝鮮ののりは内地のりに比し其の生理に關し大なる相違あるを以て之が根本的研究を施行し一面産額の増加を圖り、又未開の西海岸干潟地に於ては漸次斯業の勃興を見つゝあり。更に魚類の廢物を利用して水産經濟の増進を計り、且國民營養の改善にも資する意味に於て魚類内臟利用試験を爲し、凍乾めんたいの改善に關しては從來製品原料として價値劣れる釣めんたいを網めんたいと同様の價値あらしむる加工方法を發見し、尙めんたい肝油の營養價値がたら肝油と異らざることを明にする等めんたいに關する各種の化學的研究を行ひ、又北鮮方面に饒産するまいわしに關する試験としてはまいわし搾粕より産業的に實際化し得べき純良蛋白の製出を企圖して搾粕の利用範圍を擴大し、家畜飼料用魚粉末の製造並にまいわし成分の研究に依り製造原料としての性状の闡明及まいわし油の利用等に關し根本的研究を爲しつゝあり。

三、養殖並に生物調査としては重要水産生物の種類及分布を明にし諸調査試験の基礎を確實にする爲之種の査定及分布調査を行ひ魚類に付ては略々一段落の域に達せり尙重要水産生物生活史を調査してその判明せるもの百種以上に及び漁撈、養殖、蕃殖保護等の諸問題の解決に對する基礎資料を整

備し、沿岸養殖適地調査に於ては養殖適地、適種生物及其の適地に於ける適種の適當なる養殖法の調査を行ひ先咸北、江原、慶北、平北、平南、黄海の各道より漸次全鮮に及ぼし以て養殖事業开拓の指針たらしめ、干潟地利用養殖試験に於ては干潟地に於ける養殖の基礎的諸試験を主として貝類には養殖法害敵驅除等の試験を行ひ、從來の方法を更に改善して之が發達を促進せしめつゝあり。次に鎮海養魚場に於ては活魚輸送に關し之が輸送中の斃死率を低め、換水等の不便を減少し以て輸送能率を擧げんとする活魚輸送試験及池沼堤堰利用養殖試験として池沼堤堰、灌漑用貯水池等の淡水區域を利用する養殖の適法を攻究して養殖上の基礎的及經濟的試験を行ひ尙淡水養殖業の振興を圖る爲こい、かむるち一、わかさぎ卵及此等苗魚の無償配布を行ひつゝあり。

四、海洋調査に關しては朝鮮沿海の海洋状態を明にせんが爲全鮮沿岸二十三箇所に於て沿岸定地海洋觀測を施行し水温、比重及氣象の觀測を行ひ朝鮮近海の海洋状態を知り以て漁業との關係を闡明せんが爲各道水産試驗場と協定し毎月一回各其の分擔線の觀測を施行するの外隨時重要箇所の調査に従事する近海海洋觀測及海流瓶並に潮流計に依り海流及潮流の状態を明にする海潮流の觀測調査を行ひ、標識放流に依りて重要魚類の洄游経路及其の範圍を調査し、更に浮游生物に關する調査に於ては重要魚類の産卵場、産卵期並に其の發生状態を明にし尙魚族の洄游、漁業の豊凶と浮游生物との關係を調査しつゝあり。

以上各試験事項の成果に付ては水産試験場報告、特輯及年報等各種印刷物に依り之を發表し本年度迄に既に刊行したるもの二十數種に達したり。

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接營業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の状況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつゝあり。而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を挙げ、地方に於ける模範漁民として推獎するに足るべきもの尠か

らず。

水産教育機關としては現在全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水産學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島公立水産補習學校の四校にして、何れも道費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし、其の修業年限は統營、龍岩浦の二校は三箇年其の他は二箇年(麗水の専修科は一年)とす。教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり。而して創立以來昭和八年三月迄の卒業者は五校(昭和二年度廢校せる群山公立水産學校を含む)を合し五百十九名に達し卒業生の殆んど全部は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり。殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進んで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす。又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、従つて水産技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を擧げつゝあるものゝ如し。

第八章 水産團體

第一節 水産會

朝鮮に於ては嘗て朝鮮一圓を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く韓國時代に於ける内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合會に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中之を朝鮮水産組合と改稱し、本部を釜山に置き、支部を各道樞要の地に置き、以て水産業の改良發達、漁業者の遭難救済、施療、紛議の仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者の移住獎勵等を爲し超えて大正十二年四月新に朝鮮水産會令の施行を見たる爲朝鮮水産組合は之を解散し、次で朝鮮水産會の設立を見るに至れり。水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、政府と當業者との間に介在し、公共の見地より水産業の改良發達を圖るを目的とし、一面國家水産行政の補助機關たるの機能を有するものにして、之が健全なる發達は朝鮮に於ける水産業の發達に貢獻する所以なるを認め、朝鮮水産組合に補助し來りたる所を朝鮮水産會に補助し、以て其の發達を助成しつゝあり。而して同會は更に各道水産會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し、勉めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實穩健なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつゝあり。今其の事業の主要なるものを擧ぐれば、道水産會に在りては漁民の遭難救済、醫療施療、漁村調査、各種の試験調査、水産製品の検査、漁獲物の共同運搬水産物の共進會又は品評會の開催其の他各般の指導獎勵等地方の實情に應じ適切なる施設を爲し、朝鮮水産會に在りては機關雜誌の發行(月刊)、漁業組合理事者の講習、水産物海外販路調査、道水産會の助成其の他水産業の改良發達に關する指導獎勵を爲し、何れも

相當の成果を收めつゝあり。然れども水産會の施設の對象は、水産業の全般に亘り其の地區亦沿海全道に及ぶを以て、水産會の事業を全からしめんには尙多額の經費を必要とするも、會の財政の基礎未だ薄弱なるのみならず、會員の負擔力乏しく、國費の補助額亦漸減の傾向にありて、充分の活動を爲し難きは遺憾とする所なり。今朝鮮水産會に對する年度別國庫補助額及昭和八年度に於ける各水産會の豫算額を示せば左の如し。

朝鮮水産會國庫補助表

種別	年別	十二	十三	十四	元昭	二同	三同	四同	五同	六同	七同	八同
水産會補助		正	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
		2,000,000 円	3,000,000 円	2,500,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円					

朝鮮水産會及各道水産會昭和八年度豫算

(收入之部)

科別	目別	會費	補助金	財産收入	繰越金	寄附金	過年度收入	雑收入	其他收入	計
朝鮮水産會		2,000,000 円	3,000,000 円	2,500,000 円	2,500,000 円	— 円	2,000,000 円	2,500,000 円	— 円	12,500,000 円
京畿		600,000 円	1,500,000 円	— 円	100,000 円	— 円	1,000,000 円	1,500,000 円	— 円	3,600,000 円
忠南		300,000 円	900,000 円	— 円	100,000 円	— 円	200,000 円	300,000 円	— 円	1,800,000 円

道別	科目		事務費	朝鮮水産會費負擔	公課會議費	調查及試驗指導費	救濟事業費	其他事業費	出張所は支部費	積立金又は基金繰入	豫備金	其他	計
	朝鮮水産會	京畿											
朝鮮水産會	五,二五〇	一〇,一〇〇	—	六,一五〇	二,〇五〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	—	—	一〇,〇〇〇	八,三〇〇	八,二〇〇	三,四八〇
京畿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(支出之部)

道別	事務費	公課會議費	調查及試驗指導費	救濟事業費	其他事業費	出張所は支部費	積立金又は基金繰入	豫備金	其他	計
全北	五,八三三	八,八八〇	100	110	—	四,九五五	六二	—	—	一九,七二〇
全南	三,七六五	二,〇三三	1,012	1,000	—	二,四三二	七三	—	—	九,九五〇
慶北	六,六五八	一,一五〇	二六	三〇〇	—	二,二六二	一一	—	—	一〇,五〇七
慶南	七,六六五	三,三四一	三三	—	一,五〇〇	五,〇〇〇	四〇〇	一八,五〇〇	—	二一,一〇〇
黃海	一〇,八四一	一,四七〇	一一一	—	一〇	一,二八〇	一,三三〇	—	—	一三,〇二一
平南	三,一四三	一,二七六	三三	二,〇〇〇	—	一,二二二	一,二二二	—	—	一〇,〇〇〇
平北	三,三二一	三,三〇〇	一〇〇	—	—	一,二二二	一,二二二	—	—	一〇,〇〇〇
江原	一三,二九六	五,九六二	一六	—	—	一,〇〇〇	一,〇〇〇	—	—	二〇,二六四
咸南	八,七三〇	一,二二六	二〇〇	—	—	二,〇〇〇	二,〇〇〇	—	—	一三,一五六
咸北	五,一〇四	二,〇八八	一〇一	—	—	三,〇〇〇	六六	—	—	一〇,二五九
道水産會計	二七,八三〇	二〇,一七〇	三,五七〇	七,三三二	一八,三三四	一六,〇〇〇	一三,三四一	—	—	六〇,〇七四
合計	三三,〇〇〇	三三,三七〇	五,七二二	九,五四〇	一八,三三四	一〇,〇〇〇	一七,〇一七	—	—	一〇〇,〇〇〇

しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持せしむる方法を講せしむる必要あり。又漁村の健全なる發達を促進せしむるは漁民共同の施設に俟つべきもの多くなるものあるを以て、明治四十五年漁業令及漁業組合規則を發布し、漁業組合制度を樹立せられたるが、昭和五年舊漁業令を廢止し、新に朝鮮漁業令を制定せらるるに及び、舊來の漁業組合規則に代ふるに、新に朝鮮漁業組合規則を發布し更に昭和八年其の一部を改正し、現在の漁業組合制度の確立を見たり。而して組合の業務に關しては、昭和五年朝鮮漁業組合業務規程を設け、爾後組合に於ける業務執行の基準を定めたり。

〔組合の目的〕組合は、組合員をして漁業を爲さしむる爲、漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受け、且組合員の漁業又は之に關する經濟若は救済に必要な共同の施設を爲すを以て目的とし、(漁業令四七)(1) 漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受くること、(2) 共同の施設を爲すこと、は共に組合必須の目的にして其の何れをも之を缺ぐことを得ざるものとす。

〔組合の地區〕組合をして眞に漁村經營の中心機關たらしむるには、其の施設の徹底を期せざるべからず。之が爲には、徒らに其の地區を廣汎ならしむべからざるを以て、組合の地區は、府邑面の區域又は府邑面内の部落の區域に依るを原則とせり。然れども特別の事由ある場合に於ては、之に依らざることを得る(漁業令四三)ものにして、現在二百餘の組合の大部分は、邑面又は邑面内の部落の區

域に依り設立せられ、例外としては、全羅南道に於ける海苔漁業組合が郡の區域を地區とし、又濟州島海女漁業組合が濟州島一圓を地區とするが如き、數組合あるに過ぎず。

〔組合員〕組合は組合員の共同の力に依り、各組合員に共通したる利益の増進を圖り、依つて以て漁村の維持向上に資するものなるを以て、漁村に居住する全漁民を網羅して組合員と爲すに非ざれば其の目的を充分に達成し難きに鑑み、組合は出資制度を採用せず、苟も地區内に居住する漁業者は、何等の出資其の他手續を要せず、直に其の組合の組合員たらしむるものにして、加入若は脱退の自由を有せざるものとす（漁業令四五）。然れども、特別の事由に依り、一定の地區内に於ける一部の漁業者を以て組合員とする組合を設立することは、之を妨げざるものにして、（漁業令四六）、此の場合に於ては、組合格約の定むる所に依り、組合員たる資格を有する者のみ組合員となるものとす（漁業令四六）。

〔議決機關〕組合の議決機關は原則として總代會を設くべきも、組合員の少數なる組合に限り組合員の總會を以て總代會に代へ得るものとす。而して現在組合の大多數は總代會を設けたるが組合意思の決定は最も慎重にし、常に妥當適正を期せざるべからざるに鑑み、總代會に於ては、水産に關し智識經驗を有する者を參加せしむるの必要を認め、總代會の議員は、組合員中より選舉する通常議員の外に、通常議員の定數の三分の一以内に於て道知事の任命する特別議員を置くこととせり。（漁組規則六）

〔業務執行機關〕組合長及理事は總代會に於て特別の事由ある場合の外、組合員中より選任し共同して組合を代表し且組合の業務を執行す、但し常務に付ては理事單獨に之を執行し代表し得るものとす。而して朝鮮總督は組合の堅實なる發達を圖る上に於て必要ありと認むるときは、組合を指定し道知事をして其の指定したる組合の理事を任命せしむ(漁組規則一五)、昭和八年末指定組合數は一三〇に達せり〔登記〕組合の事業は相當多岐に互れるが、其の遂行上他と各種の交渉又は取引を爲す場合頗る多きを以て、登記の制度を設け、一定の事項に付ては登記を爲さざれば他人に對抗し得ざることとせり(漁組規則三七)。即ち組合を設立したるときは、其の目的、名稱、地區、組合員たる資格、主たる事務所、設立認可年月日、役員(組合長、理事、監事)の氏名を登記することを要し(漁組規則四一)、且前記の登記事項中變更ありたるときは其の登記を爲すことを要し(漁組規則四二)組合が解散し又は合併し若は分割したるときは各其の登記を爲すことを要するものとす(漁組規則四三、四四)。

〔組合の普及狀況〕上述の如き目的を有する組合の存在は組合員たる漁民の福利を増進すると共に、漁村の向上發達に資する處多大なるべきを以て、官廳に於ては、從來組合の設立を勸奨し來りたる結果、昭和八年度末に於ては其の數二百一組合に達し、(別表第一表參照)殆ど朝鮮全沿岸に普及し、其の組合員數十一萬六千餘人(二戸一人)に及び、總漁業者戸數の約八割を占むるに至れり。而して此等の組合は相互連絡を密にし、漁村の向上發達に資しつつありて、漁村經營の中心機關を形成するに至

れり。今之等組合の事業を示せば左の如し。

〔組合の事業〕組合は其の目的に従ひ漁業権を取得し、又漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、組合員よりの預り金、漁業用品の共同購入、漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、魚付林の造成、養殖場、漁船繫留場、魚揚棧橋、貯氷庫、冷蔵庫、倉庫其の他の共同設備の設置を爲しつつありて、之等の施設は年々共に益々多きを加へつつあり。就中漁獲物及其の製品の委託販賣は、魚價の公正を維持し、漁業者の利益増進上適切なる事業なるのみならず、組合員の漁獲高年二千萬圓（昭和八年度三千百三十六萬六千餘圓）を超え、委託販賣事業が組合員に及ぼす影響極めて大なるに鑑み、年來之が獎勵に努めつつある結果、近時本事業を實施するもの増加し、昭和八年度に於ける實施組合數百七十七、其の取扱高壹千四百餘萬圓に達し、良好なる成績を擧げつつあり。又漁業資金貸付事業は、組合員の窮乏せる經濟状態に鑑み、緊急必要なる施設に屬するを以て、資金積立金或は起債に依り、貸付事業を行ふ組合漸次増加するに至りたるも、其の數未だ百三十七組合に過ぎずして一般に普及するに至らず、又而して昭和八年中に於ける貸付金は組合の起債額三百二十餘萬圓及積立金約七十萬圓中より運用せるも、其の額僅少にして未だ漁民の要求に及ばざること遠く、今後益々組合資金の充實を圖るの要あり。

〔組合の助成〕組合の事業は漁村の維持經營に直接の關係を有し、其の適否の漁村に及ぼす影響甚大

なるを以て、組合の健全なる發達を助成して其の施設を完からしむ爲、大正十一年度以降國費補助を開始せり。即ち組合の設立普及を圖る爲、新設の場合に於ては、一組合に付設立費として五百圓を補助し、又組合の發達を圖らんには、理事者に其の人を得るの必要あるを以て、理事者給料年額の半額以内に於て五百四十圓を限度とし、三年間補助することとせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績とに鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し、之に代ふるに共同施設費に對し補助することとせり。而して補助開始以來昭和八年度迄十二ヶ年間に於ける、毎年度の補助組合數及補助金交付額等別表(第二乃至第四表)の如くにして、右補助施設等に依り、殆ど全沿岸に組合の普及を見るに至れるのみならず、各組合の施設漸次充實し、特に各種共同設備の最近の施設に係るもの極めて多きは、補助獎勵の結果なりと謂ふを得べし。

尙近時漁村の疲弊著しく之が振興を策するの要緊切なるものあるに鑑み漁業組合を中心として振興施設を實施せしむるに如かざるを以て昭和八年度より四萬圓の國庫補助金を支出し着々所期の目的達成に努めつゝあり。従前より存する補助金と相俟ちて實施し。

〔組合の經費〕組合の經費は其の享有する漁業權の行使料金、委託販賣及共同購入に依る手数料、補助金、貸付金、賦課金等を以て之に充てつつあり。近時委託販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたりと雖、未だ之を以て多種の施設に要する事業費を支辨するに足らざ

るのみならず、賦課金に付ては組合員の經濟狀態到底多額の負擔を許さざるを以て、今後財政の許す場合更に進んで國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最も要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の如きも單り專用漁業權に止まらず、漁業の性質上若は慣行上漁業組合に免許するを適當とするものは可成之を漁業組合に免許し、以て一面に於て、其の收入財源を興へ施設の完璧を期せしむるの要あり。

〔漁業組合聯合會〕上述の如く、沿岸漁村には、漸次漁業組合普及し、夫々健實なる發達を遂げつつありと雖、是等組合の活動は、地域又は經濟的事情に依り、一定の範圍に局限せらるるを以て、他組合との連絡上、將又共同施設遂行上不便尠からず、半島水産業の開發進展上遺憾とする所なり。故に少くとも一道内に於ける漁業組合を糾合して一體となし、以て漁業資金の貸付、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱、其の他適切有效なる施設を爲し、併せて所屬組合に對し、業務上の指導を爲すべき聯合會を設立し、依て以て、益々組合の機能を發揚せしめ其の實效を收めしむるの要あり。茲に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進し、既に全南、慶北、慶南、平北、江原の五道に其の設立を見るに至れり（別表第五表參照）。以上の聯合會は、特殊の事情に在る全羅南道を除くの外、道内に於ける漁業組合の全部を網羅し、等しく聯合會施設の便益に均霑しつつあり。而して、聯合會の事業は現在に於ては所屬組合に對する金融事業を中心とし、其の起債に依る資金運用類別表

(第六表)の通にして、漁村の金融を圓滑にし良好なる成績を挙げつつあり。その他委託販賣、共同購入等の事業を實施し、就中全羅南道の聯合會に於ける海苔の委託販賣の如き、慶尙南道の聯合會に於ける活魚の委託販賣の如き、其の成績看るべきものあり。然れども聯合會は設立後日尙淺く其の財政の基礎未だ定まらざるを以て、之が健實なる發達を助成する爲、理事長及理事の給料に對し、一聯合會に付年額五千圓以内の國費補助を爲しつあると共に、低利資金の供給を圖りつつあるも豫算其の他の事情に依り官廳に於ける助成の施設未だ充分ならず今後補助の増額並に低利資金の供給等に關し、益々施設の充實を期し、以て會の基礎を鞏固にすると共に、會の事業を振興せしめ、將來一層漁村の向上發展に寄與せしむるの要あり。

(別表) 第一表 道別漁業組合に關する調査 (昭和八年度末現在)

道名	組合 同上中		組合 組合員數	漁船數	事業費 豫算	積立金	總漁獲高	委託販賣取扱高		同上 手數料	漁業資 金貸付	共同購入	享有漁同上行使 業權數料收入
	組合 指定	組合 組合員數						組合員	組合員外				
京畿	三	三	五、五八	二、一〇	九三、三三三	四、八〇〇	二、四三、四四〇	一、三三、〇〇	四七、五八	一、三三、〇〇	六〇、七〇	七、〇八	一、四三
忠南	三	三	一、四九	二、四	二六、七四四	四、五四七	一、三三、〇〇	二六、七四七	六〇	二、一四	五、四八	一	四〇
全北	六	六	一、七五四	六、五	六九、九四六	一、九、三四	三、五〇、四六	三、四六、三三	七九、一三	六、一八	三〇、六〇	九、四三	四七
全南	三三	三〇	六、一、四四	七、四三	一、四六、九〇三	一、三三、九六	六、二、五〇、四四	三、四三、六六	二、六九、一八	三、七〇、一四	三、六〇、〇八	四三、一三	一、〇七
慶北	二二	二〇	三、二、六八	二、八〇	一、四六、八三三	二、六、四三	四、六、五、六四	一、六六、一三	五、八八、三三	二、三、七、三三	五、六、四三	四、六、七	四、六、六

委託販賣所	四	三,三九	四	一〇,一〇	一〇	三,三三	一〇	一,七	一〇	三,〇〇	一三	六,六〇	一三	二,一〇	一三	二,一〇	六,八〇	三〇	一〇,三三	一三	九,九三
共同倉庫	四	三,六二	六	三,三三	三	五,九三	三	五,〇〇	六	四,〇〇	七	六,六〇	三	二,〇〇	三	二,〇〇	三,二〇	一三	四,三三	六	四,〇〇
共同運搬船	四	一〇〇	三	三,三三	一	一	三	三,〇〇	一	三	一	〇〇	四	二,〇〇	一	二,〇〇	一	三	三	三	三
棧橋	三	〇	一	三,三三	四	一七	一	〇	一	〇	一	〇	一	一	一	一	〇	二	三	三	三
鹽藏タンク	三	二一〇	一	一,〇〇	三	三	三	二,一〇	一	一	一	〇	一	一	一	一	〇	二	三	三	三
貯水庫	三	〇〇	一	一,〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
牡蠣養殖場	一	一〇〇	三	一,一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
魚付林	一	一〇	一	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
共同井戸	三	〇	五	一,一〇	二	五	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
模範漁船	七	六	一	一,五〇	七	一,一〇	一	一,〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
緊船場	三	三	一	〇	七	三	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
海苔乾燥機	一	一	一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
染網釜	三	三	三	五〇	三	六	三	六	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
製品検査所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鮮魚處理場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鮭船化人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水船給場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
漁船設備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
水船設備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
漁船設備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
製網機	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第八章 水産團體

種別	昭和											計	
	十六年度	十七年度	十八年度	十九年度	二十年度	二十一年度	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年		
共同宿泊所									1,000				1,000
共同太魚									1,200				1,200
共同太魚									1,100				1,100
明太魚									1,000				1,000
浸漬池									1,000				1,000
漁船引揚器									1,100				1,100
石首改									1,100				1,100
良試									1,100				1,100
共同製造場									1,100				1,100
滴薬用電話									1,100				1,100
共同荷揚場									1,100				1,100
合計	4,266,666	4,348,830	6,333,500	6,536,666	3,757,555	3,012,233	2,017,610	2,412,450	2,000,000	2,177,000	2,177,000	2,177,000	21,777,000

備考

- 一、補助組合數合計三八六は一組合にして數種以上の補助を受けたる場合は其の都度組合數重複せるを以て第二表及第三表の補助組合數と一致せず。
- 二、漁船停留場、荷揚場及防波堤等は鑿船場の施設に一括し其の他に之に倣ひ名稱を異にするも實質に於て同種施設に屬するものは一括に計上せり。
- 三、鹽藏タンク簡易倉庫等にして委託販賣所附屬工事として補助申請ありたるものは委託販賣所及附屬設備に一括計上せり。
- 四、修繕若は増築工事をも一名一件として補助組合數に計上せり。

第五表 漁業組合聯合會一覽表 (昭和九年度十二月末現在)

聯合會名	事務所	所在地	設立年月日
全羅南道漁業組合聯合會	全羅南道光州郡光州邑		昭和六年一月六日
慶尙北道漁業組合聯合會	慶尙北道大邱府幸町一ノ一		昭和五年十一月二十九日
慶尙南道漁業組合聯合會	慶尙南道釜山府		昭和六年一月六日
平安北道漁業組合聯合會	平安北道新義州府		昭和七年三月五日
江原道漁業組合聯合會	江原道高城郡新北面長筋里		昭和六年一月六日

第六表 起債に依る漁業組合聯合會事業資金額表 (昭和八年度末現在)

聯合會名	起債別				合計
	大藏省預金部 低利資金	道地方費	普通資金	合計	
全羅南道漁業組合聯合會	五九,000 円			五九,000	五九,000
慶尙北道漁業組合聯合會	三三,八〇〇 円	一四〇,000		一七三,800	一七三,800
慶尙南道漁業組合聯合會	三七,100 円	一四〇,000	一七,100	三〇四,200	三〇四,200
平安北道漁業組合聯合會	一六,000 円	七五,000		九一,000	九一,000
江原道漁業組合聯合會	三三,100 円	九,000		四二,100	四二,100
合計	一六〇,000 円	三六四,000	一七,100	五四一,100	五四一,100

第三節 水産組合

朝鮮水産業の進展に伴ひ漸次業態を同うする者を以て組織する組合の必要を認めらるゝに至りたるを

以て、昭和四年朝鮮水産組合規則を發布し、從來の水産組合に關する規定を改正整備せられ一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造、取引若は保管を營業とする者は、朝鮮總督の認可を受けて、當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水産組合を設立することを得しむることとせり。爾來日尙淺きに拘らず、既に漁業者を以て組織する水産組合四、製造業者を以て組織する水産組合五、製造業者及販賣業者を以て組織する水産組合の設立を見、舊來より存續せる販賣業者を以て組織する水産合一を合し、現在十一組合（別表第一表參照）を算せり今各組合の状況を概説すれば左の如し。

一 鱒油肥製造業水産組合 昭和五年經濟界不況の影響を受け鱒搾粕及鱒油の價格暴落し、鱒油肥製造業の維持困難を來したるのみならず、延ては朝鮮漁業の大宗たる鱒漁業の廢類を來すべき狀勢に直面するに至りたるを以て、朝鮮東南海岸に於ける鱒油肥製造業者等相諮り、共同の力に依りて、斯業の維持向上を圖らんことを期し、咸北、咸南、江原、慶北、慶南の五道に鱒油肥製造業水産組合を設立し、昭和八年度慶南に於ては水産組合を解散して其の事業を漁業組合聯合會に於て繼續し各組合相連繫して施設の完璧を期しつゝありて本組合は鱒油肥の製造並に販賣の統制の中軸を爲すものなり。

(一) 製品の委託販賣 昭和六年度に於ては鱒油は之を合同油脂株式會社に、鱒搾粕は之を三菱商事

株式會社に、夫々價額を定めて一手に販賣することとし、當業者の採算的基礎を得、稀有の不況時に於て、當業者をして斯業を維持繼續せしめて多大の効果を收め、昭和七年度に於ては、鱒油は合同油脂株式會社及朝鮮窒素肥料株式會社に對し、價格算定の方式を定めて、之を販賣し、又鱒搾粕は三菱商事株式會社に委託して販賣することとし、前年度の如く賣切に依る双方の危険を緩和し、昭和八年度に於ては大體に於て前年度と同様の方法に依りたるが昭和九年度に於ては朝鮮油脂株式會社の設立せらるゝありて内地に於ても亦硬化油工場新設を計畫するものありて鱒油の割當成立せず遂に競争入札の方法に依ることとなれり。

(二) 製品の輸送、製品は、從來製造業者又は取引業者各個に輸送しつゝありし爲運賃比較的高率なりしも、組合は朝鮮郵船株式會社に一手に運送せしむることゝ爲したる爲著しく之を低下することを得、組合員の負擔を軽減せり。

(三) 資金の貸付 鱒油肥製造に要する資金は、從來製品の引渡を條件とし又は高利を以て問屋業者仲買業者又は金貸業者より供給せられたりしが、斯の如きは組合員の不利甚大なるを以て、組合に於ては起債を爲し之を組合員に貸付することゝしたる爲從來に比し金利低下せるのみならず資金の融通を頗る圓滑となれり。

今昭和七年度に於ける組合別起債認可額を示せば左の如し

組 合 名	原料購入資金	販賣代金前渡 及立替資金	共同購入資金	設備資金	計
威鏡北道 鯨肥製造業 水産組合	500,000 円	500,000 円	50,000 円		1,000,000
同威鏡南道	110,000	50,000	50,000	50,000	670,000
同江原道	110,000	50,000	50,000	50,000	670,000
計	2,200,000	1,200,000	150,000	61,000	3,411,000

その他、組合員の事業上必要なる物品の共同購入、保管倉庫の建設、製造工場の整備等斯業の改善發達上必要なる施設を爲し多大の効果を收めつゝあり。

二 朝鮮罐詰業水産業組合 朝鮮に於ける蟹罐詰業は近年急激に勃興し、其の工場簇出し、原料の買

入、製品の販賣等に關し徒らに競争を惹起し、相互の利益を減殺して斯業の進展を阻碍する所尠からず、又其の原料蟹は濫獲の結果早くも漸減の傾向を生じたるを以つて、昭和五年當業者相諮り

(1)原料供給の持續を策し (2)製品の統一向上を圖り (3)製品販賣上に於ける弊害を矯正し以て斯業の將來を永遠に確保する爲、朝鮮蟹罐詰業水産組合を設立せり。而して昭和六年鰯トマト漬罐詰業者を加へ、其の名稱を朝鮮罐詰業水産組合と改めたり。

爾來本組合は資金の貸付、製品の委託販賣、空罐、硫酸紙、トマト、その他組合員の事業上必要な

る物資の共同購入を爲すと共に製造方法の改善進歩を圖り良好の成績を收めつゝあり。特に鯛トマト漬罐詰は輸出品にして、海外市場の開拓に伴ひ將來發展の餘地を存するを以て、本組合の事業は將來益々擴張せらるるに至るべし。

三 朝鮮潜水器漁業水産組合 潜水器漁業は特殊の業態を形成し、其の主たる漁獲物たるなまこ、あわび、貝柱は主として支那に輸出せらるゝを以て漁法の改良取引の改善等に關し此等業者の連絡統制を圖るの必要を認めらるるに至り、昭和六年全鮮の潜水器漁業者を網羅する水産組合を設立し、爾來資金の貸付漁獲物及其の製品の委託販賣を爲すと共に、漁業の統制を圖りて蕃殖保護の實を擧げ良好の成績を收めつゝあり。

四 其の他の各水産組合は、各々其の業態に應じ、漁具漁法の改善、組合員の違反の防止、製法の改良、販賣の合理化等を圖り、以て斯業の改良發達並に營業上の弊害矯正に努めつゝあり。

第一表 水産組合一覽表 (昭和九年五月末現在)

名稱	地區	組合員の資格	組合員數	事務所所在地	設立年月日
慶南海藻水産組合	慶尙南道	海藻の賣買業者	一五八	慶尙南道釜山府	大正 六、一〇、二五
朝鮮罐詰業水産組合	朝鮮	罐詰製造業者及鯛トマト漬罐詰製造業者	二四	京畿道京城府	昭和 三、六、一〇

名 稱	地 區	組合員の資格	組合員數	事務所所在地	設立年月日
咸鏡北道機船旋網漁業組合	咸鏡北道	機船旋網漁業者	三四	咸鏡北道清津府	昭和 五、九、五
咸鏡南道鱒油肥製造業組合	咸鏡南道	鱒油及搾鱒粕製造業者	三七	咸鏡南道廳内	五、一〇、二
朝鮮第二區機船底曳網漁業水産組合	江原道咸鏡南道	機船底曳網漁業者	四〇	咸鏡南道元山府	五、一〇、二
咸鏡北道鱒油肥製造業水産組合	咸鏡北道	鱒油及搾鱒粕製造業者	四七	咸鏡北道廳内	五、二、七
江原道鱒油肥製造業水産組合	江原道	鱒油及搾鱒粕製造業者	二六 江原道江陵郡新里 而津文里	〃	五、三、四
朝鮮潜水器漁業組合	朝鮮	潜水器漁業者	四一	京城畿道京城府	六、一〇、二
鎮海灣定置漁業組合	慶尙南道	慶尙南道鎮海灣に於ける定置漁業権を有する者	二九 慶尙南道統營郡統營邑	〃	六、二、一
鴨綠江白魚組合	平安北道	新義州府義州郡龍川郡内に居住する白魚煮乾品製造業者	二三	平安北道新義州府	八、三、一
咸鏡北道輸出鱒魚水産組合	咸鏡北道	咸鏡北道に居住する鱒魚輸出業者及取引業者	四	咸鏡北道清津府	八、九、八

第一表 水産業生産高、戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年 區 分	生 産 高			水産業者戸數			水産業者人口			水産業者用船舶	
	數 量	指數	金 額	指數	指數	指數	指數	指數	指數	指數	
明治四十四年	鯨 三六,〇四六	100	九,四七七	100	七,〇〇〇	100	三六,二〇八	100	四,一九七	100	
大正元年	鯨 一八三,一九六	七〇三	一三,〇七三	一五九	六三,四三三	八八	二一〇,五三九	九三	一四,八三〇	一〇五	
同 二 年	鯨 三三三,三三三	三三八	一五,九四二	一六九	七,〇四三	九六	二六三,三四四	一五	一九,三六六	一〇九	
同 三 年	鯨 六,三〇〇	二九三	一八,九八八	二〇二	七,九四一	一〇七	二六六,六三三	二二	二〇,〇二一	一〇四	
同 四 年	鯨 一〇,〇三七	四〇〇	二一,〇一九	二二五	八,四四四	一〇九	二九六,九四一	二九	二二,四〇一	一〇七	
同 五 年	鯨 一三,八二二	四六八	二五,七三六	二七三	八,五七三	一一九	三二七,七三三	一四八	二三,六〇〇	一〇九	
同 六 年	鯨 一三,五五四	四七一	二四,二六〇	二六三	九,九三三	一三九	三四三,八四三	一五〇	二四,三三一	一七三	
同 七 年	鯨 一三,八七五	四六八	二五,九七六	二五三	九,八五九	一三九	三七五,五四〇	一六四	二六,八三一	一八八	
同 八 年	鯨 一八,二二四	五三〇	三二,九五四	四六七	九,五三二	一三七	三〇〇,八六五	一六七	二八,三六一	一九九	
同 九 年	鯨 一三,六四四	四九八	二六,一〇七	四四九	九,〇七五	一三六	二九〇,三四六	一七一	二九,〇七四	二〇三	
同 十 年	鯨 一四八,一五六	五九九	七一,〇六九	七六八	九六,六五三	一四四	四〇六,二六六	一四九	三一,二九五	二二九	
同 十 一 年	鯨 一八八,五五九	六〇八	七四,六〇八	七九三	九八,一七〇	一五六	四三三,一〇八	一八三	三三,二九五	二二九	
同 十 二 年	鯨 一五七,三〇四	六七三	七九,六六三	八四六	一〇一,五三六	一四三	四六八,八一九	一八二	三三,〇〇〇	二三三	
同 十 三 年	鯨 一七,三六九	六六三	八三,一七〇	八八三	一〇五,七五三	一四六	四〇〇,〇一一	一六九	三三,〇〇〇	二三三	
同 十 四 年	鯨 一七,六五三	六六七	八三,六一二	八八八	一〇八,六三四	一四七	四一〇,三三九	一七〇	三三,六二〇	二三三	

附 表

年次	區分	生産		高		水産業者戸數		水産業者人口		水産業者用船舶	
		數量	指數	金額	指數	指數	指數	指數	指數		
昭和元年		一九〇、八九四	七三	八、四三四	九四九	一三、二七六	一五五	四三、八六四	一九二	六、五七〇	三五五
同 二年		二六四、六九九	一〇六	一〇、六八六	一、三三三	一〇、九七五	一五四	四三、九七七	一九〇	六、四七六	二六九
同 三年		二七九、四六二	一〇四	一四、四〇四	一、二二二	一三、六八八	一五七	四三、九四四	二〇八	四〇、四三六	二八〇
同 四年		二九一、六七二	一〇三	一三、八七七	一、〇〇〇	一三、四七五	一六五	四三、三三三	一八四	四三、四七〇	三〇三
同 五年		二七九、四二七	一〇二	八、八八三	八〇〇	一三、八九一	一九六	四三、七〇〇	一八二	四三、〇七二	三〇六
同 六年		三三〇、四三三	一〇七	七、七三三	八二〇	一三、〇一〇	二〇〇	四三、四四七	一九三	四四、四三三	三二〇
同 七年		三三三、二二八	一〇七	七、六〇三	八〇八	一三、二七四	一七三	四三、二八二	二〇	四三、六四三	三一九
同 八年		一、八六八、八三三 (三二六、四六八)	一、三二五	八、九八七	九五四	一四、六六二	二〇三	三〇、四四二	一五三	四三、五二二	三二八

備考 本表は漁業(養殖を含む)製造を合算したる生産高、戸口數、船舶數なり

第二表 漁獲高、漁業者戸口、漁船數表 (本府統計年報に據る)

年次	區分	獲		高		漁業者戸數		漁業者人口		漁船數	
		數量	指數	金額	指數	指數	指數	指數	指數		
明治四十三年		鯨 一七、六九五	—	八、〇三三	—	九三、三九五	—	—	—	一六、七〇九	—
同 四十四年		鯨 三二、四四四	一〇〇	六、六三三	一〇〇	六二、九五七	一〇〇	一九四、三三三	一〇〇	一三、〇三三	一〇〇
大正元年		鯨 三三、九六四	一三三	八、四六六	一二四	五三、七一一	八四	一七三、四四三	八九	一三、二八四	一〇一
同 二年		鯨 四三、三三三	一五〇	一一、二一一	一七〇	六〇、九三三	九八	二〇三、三〇七	一〇五	一三、四〇一	一三三
同 三年		鯨 四三、三三三	一五〇	一三、〇三四	一七六	六六、六八四	一〇八	二二六、七六一	一三三	一三、〇三四	一五三

第三表 製造高、製造業者戸口、船舶數表 (本府統計年報に據る)

年 次	製 造		製 造 高		製造者戸數	指 數	製造者人口	指 數	製造及運搬船	數 額
	數 量	指 數	額	指 數						
明治四十四年	八、三五一	100	二、六四四	100	10,035	100	三、八四六	100	1,235	100
大正元年	四、五七〇	五六二	四、六〇六	一七四	10,643	104	三、七〇七	110	1,454	133
二年	一四、九九三	一七九	一五、〇三〇	二〇四	10,104	100	六、〇三七	154	1,824	148
三年	一八、一七二	二二七	六、八六四	二五九	10,357	103	三、八八一	124	1,057	120
四年	二一、七〇〇	二六〇	七、七九三	二九三	10,632	106	四、一三三	133	1,104	129
五年	二六、七三三	三二四	九、六一	三五五	10,966	109	四、〇三三	110	1,274	143
六年	二六、〇六	三二	一三、四七	四九七	11,314	113	四、四三三	124	1,287	145
七年	二六、六三三	三二九	一三、二二	四七〇	11,384	114	四、四九六	124	1,344	149
八年	二九、四六六	三五七	二八、一一〇	一,〇五九	11,014	110	六、七六六	174	1,707	138
九年	二八、一八六	三五七	三三、〇〇三	一,〇〇六	11,844	118	六、〇三三	154	1,830	148
十年	二八、七三三	三五七	三三、九三三	一,〇九七	11,708	117	六、四六六	167	1,971	161
十一年	二七、一四七	三五三	三六、四三三	一,二二二	11,431	114	六、四三三	167	1,964	160
十二年	二七、一四七	三五三	三六、四三三	一,二二二	11,431	114	六、四三三	167	1,964	160
十三年	二八、六〇〇	三五三	三三、一七三	一,一〇七	11,632	116	六、四三三	167	1,964	160
十四年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
昭和元年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
二年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
三年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
四年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
五年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
六年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
七年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
八年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
九年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十一年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十二年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十三年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十四年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十五年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十六年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十七年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十八年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
十九年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160
二十年	三〇、三五一	三五三	三三、〇〇〇	一,一三三	11,533	115	六、四三三	167	1,964	160

備考 製造用船及運搬船は従來の統計資料にては區別し難き以て一括計上せり。

同 七 年	同 八 年
元、七六六	一、七五、七五四
四七六	四六、八六八
二七、三六四	五六一
一、三〇一	三五、五九九
一〇、六四〇	一、三四〇
一〇五	一一、四四三
三、八四四	二三
九四	二九、三九五
五、〇〇〇	八六
三九三	四、八三三
	三九八

